

報學學大西關

號一十三百第

月七年十和昭

商法の對象に就て……………野村次夫……………(一)	芭蕉斷片……………飯田正一……………(八)	資本主義の運命……………ジェローム・デーヴィス……………(一五)	浪華儒林傳「菅廿谷先生」……………石濱純太郎……………(一六)	學内報……………(一七)	夏期授業日程・教職員異動・夏期語學講習會・專門部二種補缺募集・デイヴィス博士講演・昭和十年卒業生就職誌……………(一八)	校友……………(一九)	臺灣支部・動靜・住所移動・改姓名……………(二〇)	學會消息……………(二〇)	千里山法律學會・國文學會……………(二一)	學生……………(二二)	關大スポーツ……………(二三)	千里山圖書館報……………(二四)	新刊紹介……………(二五)
---------------------------	-----------------------	----------------------------------	---------------------------------	--------------	--	-------------	---------------------------	---------------	-----------------------	-------------	-----------------	------------------	---------------

Yoshida

行發局報學學大西關

大阪商科大学
教授

陶山誠太郎著

四六判一八〇頁
折込表二〇葉

定價 壹圓五拾錢
送料 拾錢

經營の分析と合併に於ける諸計算

近時、企業統制の傾向は凡そ世界的である。かゝる趨勢に於て、ルーズなエゴイステイツクな經營はそれ自體既に否定されなければならない。經營分析—經營比較は正に益々その緊要度を高めつゝある。又一面、企業の合理的なる合併傾向の顯著なる事も、かゝる時代に於て極めて自然であらう。

本書は經營の分析及び企業の合併に關する研究を問題風(解答附)に取扱ひ、しかも一々懇切なる説明が附せられてある。

著者が在外研究中、その蒐集資料の内より嚴選して最も適當なるもの十二を選定採録したものの。前六章は分析に關する計算であり、後六章は合併の計算である。

本書が會計學教授上アメリカ流の所謂ケースメソッド(實例法)の資料として、他面一般會計學研究上の指針として好箇のものであり、學者、實際家に裨益するところ大なるを確信する。

【内容】

第一章、第二章資金運用表の計算問題、第三章標準比率法及び指數法の計算問題、第四章趨勢法の計算問題、第五章、第六章會計調査の計算問題、第七章—第十二章合併の計算問題

◆ 新 刊 ◆

陶山誠太郎著

會計監督 (第一篇 總論)

菊一四頁

定價 八拾錢
送料 拾錢

原價計算例題集

菊一五〇頁

定價 壹圓貳拾錢
送料 拾錢

株式會社

大 同 書 院

東京駿河臺中央大學前

振替東京八三二一八番
電話神田二二二八番

大阪北區梅田新道

振替大阪三一七番
電話北區一五六一番

商法の對象に就て

——ウィーランド企業説を中心として——

教授 野村 次 夫

は し が き

茲に商法の對象 (Gegenstand des Handelsrechts) と謂ふのは商法の適用を受くべき人の行爲即ち商法上商行爲と名づけられて居る行爲 (商二六三、二六四) のことである。而して此の商行爲の概念は商人の概念と共に、我が商法を一貫する基礎概念であり然かも特に我が商法にありては、商人の概念も此の商行爲の概念を前提とするものである (商四) が故に商法の研究は商行爲に始まると稱しても過言ではない。(竹田博士總論一〇四頁) 茲に述べんとするも此の商行爲に關する研究の一部に屬する。即ち紙面の都合上問題を商行爲中所謂基本的商行爲、即ち商人の營業として爲す行爲に限定し然かも叙述の中心を此種行爲の本質の探究におき、以て聊か商行爲と然らざる行爲との區別の限界を明らかにせんとするにある。

一、問題の實益如何

我が商法上商人の要件の一たる商行爲の範圍に就ては前掲商法第二六三條第二六四條の規定の解釋に依り一應明瞭なるが如くである。殊に會社たる商人に就ては商行爲を爲すを業とせざる營利社團、即ち所謂民事會社と雖商行爲を爲すを業とする營利社團即ち商事會社と同様商法の適用を受くるに就ては何等異ならない。

(商四二、二八五ノ二、竹田博士は商四二頁に會社と看做すとは商人たる會社と

看做すの意とせられ(總論二一八以下) 松本博士は民事會社は商人には非ざるも商人に關する規定を準用すとせらるゝも (總論一四八頁) 商法適用の見地よりすれば兩者區別の實益はない。尙商法改正要項(二)參照)

從て會社たる商人に關する限り其の會社の營業が商行爲なりや否やを決定する實益は無いものと謂はねばならぬ。即ち商業以外の營業例へば農業、漁業を營む會社と雖會社として商法の適用を受くる點に於ては商業を營む會社と何等異ならぬ。而して近來は數多の營業が或は法の強制に依り (銀行法三、信託業法) 或は其他の必要に依り、會社組織を以て營まるゝ傾向にあるから、商行爲の限界如何の問題も尠くとも解釋法學の立場を採る以上一部の人々が唱へる程左様に重要な問題であるとは、謂へぬかも知れぬ然しながら個人營業の場合は、此の問題は商法を適用すべきか否かの決定を爲すに缺くべからざる要件であり、然かも我が商法上の之に關する規定は後述するが如く解釋上必ずしも疑問を残す余地なしとは謂ひ能はぬのであるから、其の限りに於ては本問題研究の實益存すと謂ひて可なりである。現に商法(特に二八五、二) 適用上の必要から商法第二六三、第二六四條に關し數多の判例が存する。(小町谷、伊澤兩教授編商事判例集第四六六頁以下) (頁以下か右を概観するに最も便宜である。)

尙又此種の研究が商人に適用せらるべき商法上各種制度の本質探究從て又商法全體の本質の探求、商法乃至商法學の獨立性の問題等に關聯し重要であることは筆者と雖も必ずしも否定するものではなく、又所謂商法全體の本質の探求が商法の解釋に役立たぬと謂ふのではないけれども、茲では主として筆者の無力の故に左様な Wissenschaftliche Erkenntnisstrich から本問題を取扱ふのではなく、只解釋に役立ち得る限度に於て若干之に觸れてみようとするのである。

二、從來の學說判例を通じて觀たる商行爲の限界に關する解明

我が商法上基本的商行為を定むる規定たる第二六三及第二六四條は制限的列舉主義を奉ずるものと解せられ(竹田前掲一、一、松本商行為法七、島賀陽博(士總論一五頁、東京控判 明四二、五、一八) 從て又特別法に規定ある場合(擔保附社債信託法三、二)を除く外妄に、同種の行為に類推擴張すべからざるものとされて居る。左に從來の學說、判例に従ひ若干基本的商行為中に含まるゝものと含まれざるものとの顯著なる實例並其の含まれ、又は含まれずと爲す理由を掲げ以て次項以下の説明の材料たらしめる。

(一) 第二六三條第一號の行為は一言にして謂へば、一方より安く買入れたる商品その他方に高く賣却し、其の價格の昇騰に由る差額を利得せんとするものであるとなし(竹田前掲一、一、二) 通常土地、家屋、有價證券其他一般商品の卸賣小賣業を含むものとされ(松本總論) て居るが、原始生産に依り、自己の所有に歸した物を販賣する行為は、相續遺贈贈與に依り自己の所有に歸した物を販賣する行為と同様、本號には含まれぬものとされて居る(此點は二六四條一號の質(貸の場合も同様である)之は條文に有價取得とあるを法律行為に限るからである。判例にも「鹽ヲ製造スル如キハ原始的生産行為タルニ外ナラザレバ之ヲ製造シテ販賣スルモ商行為トナラズ」(大判大正一〇、二四) 「鑛業權者ノ鑛物所有權取得ハ、原始的取得ニシテ、繼承的取得ニアラザルヲ以テ有價行為ニ依り、取得シタル鑛業權ヲ行使シテ採掘シタル鑛物ヲ販賣スルコトハ……之ヲ以テ商行為ト爲スコトヲ得ズ」(明治四十二年一月九日東京控訴) 「鑛山業は商行為ニ非ズ」(大正七年八月九日東京控訴) 「トロール漁業ハ商行為ニ非ズ」(大正二年三月月東京控訴) 自己ノ所有スル井水ヲ使用シテ氷ヲ製造シ且其氷ヲ販賣スルコトハ商行為ニ屬スルモノト謂フヲ得ズ」(大正二〇、一〇、三〇東京控訴) 等がある(以上判例は村井教授商法總則判例法) 尙商法改正要項第二は此種の行為をなす者をも商人と看做すべしとして居る。

(二) 次に本號には製造工業家の行為を含むものとされて居る。即ち原料を他より購入し之に製造加工を施して、更に他に譲渡する行為も何等の製造加工が爲

されず譲渡せらるゝ場合と同一に觀ると謂ふのである、其の理由とするところは外國の立法例(獨商一)に考へ又は實際上の必要に徴し(松本博士商行為法一七) 我が商法上も別段の解釋を爲す理由なし(竹田博士前掲一、二)と謂ふのである。判例にも土を賣入れ、之を以て瓦を製造販賣するが如き營利行為(大判昭和四、九、二八) 靴を製造販賣するため原料を購買する行為並に右の原料を用ひて製造せられたる靴を販賣する行為(東京地、明四(以上前掲判例) 「營利ノ目的ヲ以テ燒酎ヲ製造シ之ヲ他ニ販賣スル爲メ其燒酎ノ原料タル甘薯ヲ他ヨリ買入レル行為」(長崎控、明治四二、四、一四) 「營利ノ目的ヲ以テ、酒類ヲ醸造シ、之ヲ他ニ販賣スル其原料ヲ他ヨリ買入レル行為」(明治四二、四、一四長崎控) (書第五二頁より) 等を以ていづれも本號に該當するものと爲して居る。

(三) 第二六四條但書「専ら賃金を得ル目的ヲ以テ物ヲ製造シ又ハ勞務ニ服スル者ノ行為」に關しては通常擴張解釋を爲すべきものとし以て商行為たらざる場合を多くするの結果を期待して居るものと如くである。例へば竹田博士は「茲ニ所謂製造トハ本條第二號ニ所謂製造ノミナラズ物ノ上ニ人工ヲ加フルコトヲ目的トスル一切ノ場合從テ加工、出版、印刷、又ハ攝影等ノ場合ヲモ含ミ又ハ勞務トハ運送、仲立、取次等勞務ニ服スル一切ノ場合ヲ謂フモノトセザルベカラズ又専ら賃金を得ル目的トハ要スルニ經濟事情ノ變動ニ依リ利得ヲ目的トスルコト少ナキ小規模ノ營業ヲ謂フニ過ギザルベシ例へバ人力車夫、手荷物運搬人、日傭人、「マツチ」ノ箱張り其他所謂手内職ト稱スル行為ノ如キ之ニ屬ス」(前掲)と爲し、松本博士は「専ら賃金を得ル目的ヲ以テスルモノナリヤ否ヤヲ決定スルニハ寧ろ經濟上ノ社會見解ニ依ルヘキモノトス即チ多少ノ營業的設備ヲ有シ稍々大仕掛ニ製造加工運送等ニ關スル行為ヲ爲ストキハ其行為ハ商行為タルモ社會見解上賃金ト稱スベキ報酬ヲ得ルコトヲ目的トシ小仕掛ニ同一行為ヲ爲ストキハ其行為ハ

商行爲タルコトナシ例へば手内職ヲ營ム者又ハ人力車夫ノ行爲ハ商行爲ニ非ズ
(商行爲) とせらる。尙醫師ノ業務に關しては「専門的技術及學識ヲ要スル精神
(法三一) 的勞務ニシテ其ノ藥品ヲ調合スルハ其ノ醫療方法ニ過ギズ」(昭和三・九・一) と爲
し商行爲に非ずとする判例がある。(村井教授
前掲五八)

(四) 第二六四條第八號に所謂「兩替其他ノ銀行取引」の意義に就ては從來
金錢貸附業者乃至質屋營業者ノ行爲が之に含まれるか否かに關し多少の論争があ
る。即ち松本博士は「銀行取引トハ金錢又ハ有價證券ノ轉換ヲ媒介スル行爲ヲ謂
フ所謂銀行ノ爲ス所ノ取引ハ之ニ屬スト雖必ズシモ銀行法ニ依リ銀行ノ爲ス取引
ノミニ限ラザルモノトス此事ハ兩替ヲ以テ銀行取引ノ一例ニ擧ゲタルニ依ルモ
明カナリ、即チ兩替ハ銀行ニ非ザルモ之ヲ營ムコトアリ、茲ニ問題ト爲ルハ自己
ハ所有金ノミヲ以テ貸附ヲ營ム金錢貸附業者ナリ。然シ銀行取引タル爲メニハ
金錢ノ轉換ヲ媒介スル行爲タラザルベカラズ所謂消極取引即チ資金ヲ他人ヨリ得
ル爲メノ消費貸借又ハ不規則寄託ノ行爲ト積極取引即チ資金ヲ他人ニ貸附クルノ
行爲トヲ併セ營ムヲ要スルガ故ニ之ヲ商人ニ非ズト解スルヲ可トス(商行爲法三
七但し中略
せし部)とせられ、竹田博士は「本號ニ銀行取引トハ銀行業ニ固有ナル取引ヲ謂ヒ
銀行業者ガ通常行フ一切ノ行爲ノ謂ニ非ズ、而シテ何カ銀行業ニ固有ナル取引ナ
ルカハ銀行條例等ノ規定ニ依ラズ專ラ取引界ノ觀念ニ從ヒ之ヲ定ムルノ外ナシ。
之ニ依レバ銀行取引トハ金錢又ハ有價證券ノ轉換又ハ其需要ニ應ズル行爲ニシテ
細別スレバ(一)金錢又ハ有價證券ノ取引ヲ媒介スル行爲(金錢有價證券ノ融通ニ
關スル行爲)(二)各種ノ興信行爲(信用ヲ促進スル行爲)ナリトス兩替ハ前者ニ
屬シ金錢ノ貸附ハ後者ニ屬ス。金錢ノ需要ニ關スル行爲ヲ營業トスル者ハ必ズシ
モ嚴格ニ收取支出ノ併存スルコトヲ要セズ、總テ銀行取引ト見ルヲ至當トスベシ

但シ金錢貸付業ハ總テ銀行業タルニ非ズ、取引ノ觀念ニ於テ認めテラハ、モノタル
ヲ要ス故ニ小規模ノ貸附業ハ取引ノ觀念上銀行取引ニ非ズトスルヲ至當トス。質
屋ニ付テモ一種ノ貸附ニ外ナラザルガ故ニ、性質上ハ銀行取引タルニ妨ゲナシ」
(總論一五四至一五六)とせられて居る。之に關する判例は多數あるがいづれも消極
(一、本文及註要旨)

說である。一例を示せば金錢貸附業者に就ては「商法第二六四條第八號ニ所謂銀
行取引トハ金錢其ノ他有價證券ノ轉換ヲ媒介スル行爲ヲ指稱スルモノナレバ貸金
業者ガ自己所有ノ金錢ヲ利益ヲ得テ他ニ貸附クル行爲ハ勿論其ノ貸付資金ヲ他ヨ
リ流用スルモ單ニ二特定ノ者ヨリ收受スルニ過ギザル場合ノ如キハ之ヲ銀行取
引ト謂フヲ得ズ(大判大六)と爲し、又質屋營業に就ては「質屋營業ノ目的トスル
トコロハ金錢ノ貸附ニ因リ其ノ利息ヲ取得スルコトニ存シ該營業者ガ流質契約ヲ
締結シ之ニ依リテ質物ノ所有權ヲ取得スルハ速ニ債權ノ満足ヲ得ントスルノ手段
ニ外ナラズ、故ニ商法第二六三條第一號ノ行爲ニ該當セザルモノト謂フベク又第
二六四條第八號ニ所謂銀行取引トハ金錢其他有價證券ノ轉換ヲ媒介スル行爲ヲ指
稱シ單ニ二特定者ヨリ營業資金ノ流用ヲ受ケタル事實アルモ資金ノ需要者ト供
給者トノ間ニ介在シテ金錢其他有價證券ノ轉換ヲ媒介スルモノニ非レバ之ヲ以
テ銀行營業者ト稱スルヲ得ザルコトハ本院ノ從來判例トスルトコロニシテ該判例
ハ今尙之ヲ變更スル必要ヲ認メズ云々」(昭和九・十二・二六・大判)の如くである。

三、商行爲の統一的解明の必要

以上の二三の實例が示すが如く商行爲に關する限界は一應商法第二六三條第二
六四條の文字解釋が之を劃するやにも考へらるゝのであるが、一層徹底して考へ
て觀ると我々は必ずしも表面的の文字のみに依據して右の如き結論に達し得るの
ではなく、右の個々の條文を通じ之の背後に存する各個商行爲に共通の本質を意

識的にせよ、又は無意識的にせよ把握しつゝ、之が結論に達したものと考へられる。元來此の條文の規定は商行為たるべき行為を一々列挙したものであるが此等の個々の商行為が全く縁もゆかりもない離れ離れの人の行為であるとは考へられぬ。何か此等の行為に共通の要素があるものと觀ねばならぬ。尠くとも立法者に於て意識的たるは無意識的たるを問はず、之を統一的に觀念するところがあつたに違ひない。此の統一的の觀念を以て直ちに商行為に關する抽象的定義と爲さず、反つて同種同質の行為を列挙する方法を採つたのは、一に立法技術の關係からであると考へられる。即ち此の抽象的定義が無數の人の行為を以て商行為となし之が限界が存せざるに至ることを慮れたのである。然るに此の限界を明瞭ならしめんが爲めに、具體的列挙主義を採ると商行為の限界が餘りに固定し遂に其の本質も判然せざるに至り、商業の發展に伴ひ同種同質の行為が生じても之を商行為と爲し得ざるに至るのである。我が商法商行為の規定は此の後の弊があるのではないかと思ふ。此の點に於て近來第二六三、第二六四條の商行為の列挙を以て通説の制限的列挙となさず之を例示的列挙と爲す者あるは傾聴に値すると思ふ。

(野津博士商法總則 立法論としては勿論獨逸商法第二條の如く、第一條列挙の(野津博士商法總則 第二部營業論三七頁) 立法論としては勿論獨逸商法第二條の如く、第一條列挙の商業以外の營業を営む場合と雖其の營業の方法並規模 (Art. in Umfang) に於て商人的設備 (ein in kaufmännischer Weise eingerichtete Geschäftsbetrieb) を必要とする場合には商人たり得る旨の規定を設くるを可とするが、同様の結果は右の例示的列挙説を加味することに依り期待せらるゝのである。もとより商法商行為以外の行為を商行為とするときは、前述の如く一々法律に之を定めて居る點から謂ひても、條文の文字を離れて妄に同種の行為に類推擴張することは避けねばならぬと思ふが文字解釋上も許され得る程度のことにはやつても好いと思はれる。斯る立場を採るとなると商行為の共通的要素の發見——統一的の解明の必要は當然生じて來る。從來我が商法學者が之を餘り念とせざりしは商法第二六三條第二六四條を以て商行為の制限的列挙と爲し、且つ之が解釋は其の規定する文字に依り自明なり

と爲したからであつて當然と謂はねばならぬ。獨逸商法學者が此の問題を重要視するは實は前掲第二條の解釋上必要であるからである。さて從來の學者中右の商行為の共通的要素の發見——統一的の解明に對し全然之を不可能、且つ無用と爲す者もないではないが

(例へば松本博士は「各國商法か商行為として、列示する行為を見るに散漫にして、統一なく之に、通存する觀念を探究して商の法律上の意義を明確にするは殆ど期待すべからざるものゝ如し——各國の商法は、概括的に商の意義を定むることなく、商行為たる行為を列挙するを常とし我商法亦然り、之を説明するには其法律の規定する所を以て商とするの外なく之に、概括的の定義を下すは不能にして且つ無用の業と謂ふべきなり」とせらる——總論一及四尙高窪博士總論一八頁以下)

多くの學者は一應之を難事とするも必要とし且つ概ね Goldschmidt の媒介行為説を採用せるが如くである。

(例へば竹田博士は「商法は商に關する特別法なり故に商法の何たるかを知るには先づ商の概念を知らざるべからず。商は其固有の意義に於ては、貨物の轉換を媒介する營利的行為の義なり、然るに一國成法の以て商となす所のものは斯の如き行為のみに止まらず種々なる行為を含み隨て成法を基礎として商の概念を定むることは殆ど不能なり。然れども其斯の如くなる所以のものは商法が、全然無標準に或行為は之を商とし或は然らずとしたるに因るものに非ずして、一定の經路を經たる沿革上の結果なり。即ち當初に於ては固有の商に付てのみ特別の法則を生じたりしも(固有商)次に之を補助する行為も同一の法則に支離せられ(補助商)更に次に既成の商と類型の行為も商と認められ、商の範圍が漸く擴大すると共に其特徴も錯雜不明となるに至りたるものなり」——尙註に曰く「成法上商の觀念を一定するの不能なること松本博士等(略)の所論の如し然れども商

法は商法にして農法に非ず工法に非ず、又無色の法に非ず法典を商法と稱するは成法が商なる事項を以て其規定の領域と爲すに由來す隨て、商の概念を探究して其限界の不明なる點を知り其由來と將來とを察するは、必要なることに屬す故に、吾人は商の概念が成法上明確ならずとの理由の下に、之が説明を無用なりとする見解に從はず、「(總論一頁以下)」とせられ、賣買を固有商と爲し銀行取引、運送、取次、仲立、代理、寄託、保險、製造加工の引受等を補助商とし、賃借し又は買入れたる物を貸貸する行爲、電氣瓦斯の供給、旅店飲食店等所謂場屋取引、勞務の請負(以上はいづれも媒介行爲) 商品、商人の爲め以外の運送、寄託商品保險以外の保險、商品、商人に關せざる製造加工か、印刷撮影に關する行爲(以上は固有商又は補助商と形式を同一にする行爲) 手形其他の商業證券に關する行爲(商人の行爲として發達せる行爲)を其他の商とせられる。結局

「今日の成法上商たる行爲は種々雑多なりと雖大體に於て、直接又は間接に媒介に關係ある行爲と爲すことを得と結論せらる。尙別著商法總則には「我が商法の解釋としても、商を統一的に概念することも實は不能であるが唯發生的に見て三種に概括することが出来る」とし大體前掲書の如き説明をせられ、「尙事業の集團的性質、營利的性質等が商たるのと否との最も重要な選擇的標準たることは認めざるを得ぬが現行法の解釋として獨り、此事のみを以て決定的標準とするを得ず、各種營業の具體的種々相、時の立法者の政策、時に或は其恣意さへも加はり極めて不統一的结果となりたるものと見るを適當とする」(一頁以下)と謂はる。又鳥賀陽博士は「商ノ何タルヤハ時ト處ニ依リテ、其ノ範圍ニ廣狹ノ差ハ是レアリト雖、現時ニ於テ、主トシテ商法第二六三條及ビ二六四條列記ノ商行爲ヲ基本トナスベキモノニシテ、物品轉換ノ媒介ヲ目的トスル營利的行爲ノ如キハ實ニ原始時代ヨリ行ハレタル商ノ主タル形式ナルコト疑ヒナント雖

モ、ヲ以テノ、現今ニ於ケル商ノ觀念ヲ説明セント欲スルハ、正當ナル見解ニ非ズ。保險、寄託ノ引受等ヲ以テ商行爲ナリト爲セル今日ニ於テハ其ノ範圍ニ於テ擴大セラレタルヲ見ル」とせらる——前掲三頁)

然るに田中博士は商行爲とは、形式的には商法及特別法に於て商行爲として掲げたものであるが、實質的には商的色彩を帯びた行爲を指すと爲し商的色彩とは營利の目的よりして行爲が集團性、反覆性、非個人性を帯ぶることなりとし、それが行爲主體、行爲の客體に如何なる作用を及ぼすかを詳細に述べて居られるが、(商法總則概論四一頁以下)大體 Heck の多數行爲 (Menschenhand) 説を是認せられたものと考へる。尙野津博士は前掲書一部第二一頁以下に商法の對象として前述 Goldschmidt Heck の説の外 Lastig, Ehrenberg, Wieland の説を紹介して居られる。私も茲で右諸家の説を説明批評してもよいのであるが、紙面の都合上之を別の機會に譲り、私自身が商行爲の統一的解明には最も當を得て居ると考へる Wieland の所謂企業説を稍々詳細に紹介し以て本問題の結論としようと思ふ。

(私は以上の説の中で Ehrenberg, Lastig は勿論、Heck の説と雖今日の商法の中樞たる會社企業の本質を明らかにした點に功績はあるが、本稿の主題たる個人商人の營む商行爲の限界を明らかにする爲めには餘り役に立たぬと考へる。寧ろ從來の Goldschmidt の媒介行爲説の方が適切ではないかと思ふ。従て從來の學者が依然として之を支持するの理由があると思ふ。只 Wieland の企業説だけは媒介行爲説以上に一層統一的に説明がつくと思ふから之を紹介する迄である。之とても從來の二三の書物の説明では抽象的の説明が多く彼が個々の商行爲を Liehmann & Schütte の企業概念から暗示を得て如何に統一的に説明して居るかを具體的に説明して居らぬ様であるから私は主として此點に主力を注ぎ彼の企業説を紹介することとする。Wieland: Landelsrecht, Bd. I S. 145 ff.)

四、ウィーランドの企業説

彼は獨逸商法第一條（舊獨逸商法第二七一、二七二條）掲ぐるところの商業（Handelsgewerbe）を以て凡て企業の本質を具備するものと爲し従て之を以て商業と然らざるものとの限界を分つ標準と爲すべしとするのである。而して彼の謂ふ企業とは前述の如く Liehmann の説に據つて居るのであるが、先づ之を「不測の財産増加を目的として自己の經濟力を賂すること」（Einsatz wirtschaftlicher Kräfte zur Erzielung einer ungemessenen Vermögensvermehrung）と定義し更に之を分析して第一資本を賂すこと（Wagnis von Kapitalvermögen）第二勞力を賂すこと（Einsatz von Arbeit）第三不測の財産増加が期待せられることとなして居る、以下之を紹介する。

(一) 商人は彼の財産を營業上に利用することに依り種々の財産喪失の危険に曝されるが其代り不測の財産の増加を期待することが出来る。此の一方財産を賂して他方不測の財産の増加を計る行爲の性質を明瞭ならしめんが爲めにはそれは異なる財産取得行爲たる一般貸借（Leihe）の場合と比較するを可とする。即ち使用貸借乃至消費貸借上の貸主（Verleiher, Darlehensgeber）貸貸人（Verpflichteter, Vermieter）は此の場合の彼の財産を賂すこと（謂ふこと）にはならず、彼以外の者（商人）が財産を賂すに際して彼の財産を利用せしむるに過ぎないのである。従て其の對價は不測の財産の増加ではなくして豫め一定せる利息乃至賃貸料である。勿論此の場合にも借主の元本及利息乃至借質の支拂不能の危険は存する。然し此の程度の財産上の危険は商人の財産を賂する危険とは全く性質を異にする。即ち借主の支拂不能は借主が全く財産を喪失した場合のみであり然かも斯る場合と雖貸主は質權の設定なり保證なり適當の方法で、或る程度之を防ぐことが出来るのである。之に反し商人例へば商品販賣商は彼の財産を賂すべき幾多の豫防し

得ざる危険に曝される、例へば不景氣、商品の價格下落、販路喪失、競争者の出現流行趣向の變遷、新發明品の出現等の危険である。之は將來の需要を見込して取引を爲す商人に最も妥當するが注文を俟つて取引を爲す商人と雖、其の商品の仕入先の注文品違ひ、納期に間に合はざる等の渺からざる危険に曝されるのである。(二) 次に勞力を賂すと謂ふのは勞力を利用するが、其の結果は勞力提供者とは無關係なる事情に左右されることを謂ふのである。商業使用人や労働者の勞力の提供は實は彼等以外の者（商人）が此の意味の勞力を賂するに當りて彼等の勞力を利用してもらうに過ぎざる者である。即ち彼等は豫め定めた給料乃至賃金を其の勞力の結果如何に拘らず必ず取得するのである。勿論彼等と雖其の勞働が市場に於て需要されず又は病氣の爲め勞力を利用してもらうことの出来ぬこともあるが、之は商人が他人の勞力を賃金を拂つて使つたにも拘らず何等結果が生れなかつた場合とは全然異なるのである。此の後者の場合が勞力を賂すと謂ふのである。

(三) 斯の如き資本乃至勞力の危険（Kapital- und Arbeitsrisiko）を何が故に商人が冒すかと謂ふと其れに依り不測の利潤、即ち偶然且つ將來の出来事に依り制約せらるゝ其の金額に於て無制限の財産の増加（ungemessener Gewinn, eine durch zufällige und zukünftige Ereignisse bedingten, ihrer Höhe nach unbeschränkten Vermögensvermehrung）を期待し得るからである。此種の利潤は商人の總収益より資本家へ支拂ふべき利子、労働者へ支拂ふべき賃金、彼自身の資本及労働への利子乃至報酬を控除した金額である。

以上の企業の要件を獨逸商法上の商業にあてはめて見ると、此種の商業にして前述の如き資本の支出と資本の危険を伴はざるものは考へられぬ。固有の商品商業を始めとし製造業、出版業、銀行業、保険業、運送業、倉庫業、印刷業等皆然りである。手工業者でも自ら製造した商品を自ら賣る場合は、前述の危険が存する

から商人であるが (Warenhandwerker)、賃金を得て手工業に従事する場合は手工業に於ける道具の調達に要する資本の危険は知れたものであるから、商人とはならぬ (Lohnhandwerker)。又賃金を得るが目的であつても工場設備を有し相當の固定資本を賂したるときは商人となる (Lohnfabrikanten)。右は資本の危険の存する場合であるが、資本の危険が存せざる場合でも、労働の危険の存する場合は尙商人となる。先づ前述の商業使用人、労働者の如く勞務の結果の如何に拘らず一定の時間に對し報酬の支拂はるゝ場合は (Sachlohnvertrag)、労働の危険は存せず、又労働の結果に従ひ報酬の支拂はるゝ場合と雖其の仕事の成功不成功が、之に従事する者の個人的知識技能其他此の者の力の及ぶ範圍内の事情にて決せらるゝ場合、之は亦労働の危険存せざるものと謂はねばならぬ。之に反し右の仕事の成功不成功が専ら將來の不定の要素に掛かつて居る場合は労働の危険存するものと謂ふことが出来る。醫師、辯護士、建築技師等學問的乃至藝術家的職業が通常商人とならざるは右前者に該當するが故であり、問屋、運送取扱業、代理商、仲立營業等が商人となるは後者に該當するが故である。此等の營業にありては資本の危険を伴はざる純然たる労働の危険が存する。彼等の受くる報酬は豫め一定せらるゝことなく、彼等の媒介せる偶然性にかゝる營業成績に依り決定せらるゝ手数料である。例へば問屋が自己に委託せられたる商品の販賣に成功せざりしときは彼が之が爲め費したる勞力は全く無駄となる。若しも彼が豫め一定の報酬の下に雇はれ右と同一の勞力を同一の時間だけ提供すれば必ずや最初約束通りの報酬を得らるゝのである、然し右に成功した場合には彼は反對に通常の雇傭契約では受けられぬ程の高い手数料を受くることも出来るのである。之はあくまでも企業家としての利潤である。要之、獨逸商法上で商業其他商人的方法で爲さるゝ營業 (Handelsgewerbe od. sonst nach kaufmännischer Art geführtes Gewerbe) とは凡そ資

本若し労働の危険又は兩者を伴ふ營業を謂ふと爲すのがウイランドの解釋である。

む す び

以上は固よりウイランドが獨逸新舊商法上の商業乃至商行爲に關し統一的解釋を爲したのであつて直接我が商法規定するところの商行爲を基礎としたものではない。然しながら獨逸舊商法は實に我が商法の主として模範としたところ又新商法も絶対的商行爲を認めざる點を除きては第二六三、第二六四條の商行爲中僅かに第二六四條中の第一號三號五號及七號を欠くのみにて他は凡て獨逸商法第一條列擧の商業中に含まれて居る。(右商業中に含まれざるものも前述二條の規定に依り一號及七號は商業と同一に取扱はれる Wieland, a. a. O. S. 80)

依つてウイランドの右解釋を我が商法規定するところの商行爲の解釋に採用してもあなたがち見當違ひとは謂ひ能はぬと思ふ。之を具體的に應用して見るに、前述(二)に紹介した從來の學說判例の採る態度特に第二六三條第一號に工業を含ませる點、(前述原始生産に依り自己の所有に歸した物を販賣又は貸貸する行爲は獨逸では商法第二條で商業となるが、我が商法では前述の如く從來の解釋上第二六三條第一號に屬せぬとした。商法改正要綱第二は新たな立法に依り、之を商人性あるものとせんとして居る。之れ企業の本質を有する行爲として適切な改正である)第二六四條但書の行爲を商行爲とせず、同第二號の行爲を商行爲とする點、取次仲立、代理を商行爲とする點其他五號六號七號八號等の行爲の限界も從來の理由づけよりは一層統一的に且つ明瞭に説明出来る様な氣がするのである。(昭和十・七・一)



芭蕉斷片

教授 飯田正一

的な意味からすれば、或は生活の落伍者であつたかも知れなかつた。「しばの戸にちやをこの葉かくあらし哉」に題した、「長安は古來名利の地、空手にして金なきものは行路難しと云けむ人のかしこく覺え侍るは、この身のとほしき故にや」といふ前書には、悲痛な響がこもつてゐる。そして、自身の上に投げかけた彼のさびしい微笑がうかんでゐる。

芭蕉庵の生活は、彼の窮乏を見かねた門人たちが米鹽の資を捧げて彼の肉身を恭敬供養しようとするところに始まつたのである。彼もまた、未だ四十に満たざる壯年にかゝはらず、一切の物質的欲望を斷つて、たゞ施されるところの生活に甘んじ、喜捨する人々の愛に生きようとした。わたしはそこにある聖者の面影をさへ見ることが出来るやうに思ふ。

芭蕉はかくて新しい生活に入るとともに、靜かにおのれをいとほしみ、ひたすらに自己の魂を凝視めていつた。彼の前には、西行や宗祇や杜甫がゐた。それら古人の魂に觸れることによつて、彼ははじめに自然を正しく見る眼を教へられた。自然は謙虚なもののみ微笑む。おのれを虚しうして大自然の懷にまつしぐらに飛び込むとき、限りなく廣い、限りなく深い世界は展げてくるのである。西行や宗祇や杜甫は、みな、さうした世界を求めた人たちではなかつたか。内側の新しきは、實にそこにあるのであ

許六の「青根が峯」(天明五年刊)は、巻頭に去來の「贈普氏其角書」を掲げてゐるが、文の一節に、「去來問曰、師の風雅見およぶ處、次韻にあらたまり、みなし栗にうつりてより以來、しばしば變じて、門人その流行に浴せんことをおもへり」とある。

蕉風の變遷については、支考・許六・去來等の間に、十一變論・七變論・五變論等が論ぜられた。その幾變遷なるかは別として、芭蕉の俳諧は須臾もとゞまらず、常に動いてゐたのである。そして、彼の俳諧に展開を與へたものは、新しみを求める彼の心であつた。

新しみといふ言葉は、當時の俳諧にあつては最も重要な標識の一つであつた。蕉風の先行俳諧たる談林においても、掲げたものはそれであつた。ゆゑに「東日記」(延寶九年刊)によれば、言水なども、「こ

れより先三たび句帖をあらはし、三度風箏をかへて三たび古し」と閑語したといふ。ひたすら新しみを求めて流行の先駆とならうと喘いでゐた苦悶が、三たび古しのうちに象徴されてゐる。一步でも先んじよう、半足でも後れてはならないと焦る時は、しかし、心は多く外側に向けられる。殊に心の下地が出来てゐないと、その傾向は一層著しい。談林の求めた新しきは、よしそれが民衆の生命力の奔騰したものとはいへ、従つて外側の新しみであり、材料の新しみであつた。

けれども、芭蕉の求めた新しみはそれではなかつた。彼のは、心の内側に求めた新しみであり、材料によつて構成される世界の新しみであつた。

深川の芭蕉庵に入庵を境として、芭蕉の生活には一つの革命が齎された。それまでの約十年間はいはば暗黒時代で、江戸市中の放浪生活が續いたが、彼はその間にあらゆる辛酸を嘗めつくしたのであつた。一たびは仕官懸命の地をうらやんだ彼である。世俗

つた。

けれども、われわれが自己の魂を深く掘り下げて内側の新しみを見つけようとするためには、常にある心がまへが必要である。自然の眞實に徹しようとするためには、坐禪辨道して悟りに入ると同じ勇猛心がなければならぬ。すなはち、われわれの生活態度にはいろいろの夾雜物があるが、それを悉く掃ひ落す。われわれの魂の上にはくさぐさのものが覆ひかぶさつてゐるが、それをすつかり拂ひのけるそして、魂を絶えず鋼線のやうに緊張させて、自然の、生活の眞實性を追求するのである。道はそれより外になつた。

われわれの魂が、一つの生活なり境遇に馴れてしまふと、それがおのづから安逸を貪るやうになる。安逸をむさぼれば、そこに凝滞を生じ停緩を生む。芭蕉はそれを極度におそれたのである。だからこそ彼は生活に弛みを生せしめなために、旅を続けたのであつた。

當時の旅は、旅といつても決して遊山気分のものではない。寧ろ命がけのものであつた。殊には彼は平生持病に悩み續けてゐた身である。旅に出るのは随分苦しいことに違ひなかつた。就中「奥の細道」の行脚などは殆んど彼の心身を摺り減らしたほどであつて、彼は門人たちへの書簡の中に、幾度か疲勞の癒えざるよしを書き送つてゐる。恐らく、この旅が

彼の死期を早めた大きな原因だつたといつても、云ひ過ぎではないだらう。しかし、旅によつて彼は常に魂の緊張を感じることが出来た。旅を生涯とし、自然の懷に歸依することによつて、魂を新にするすべを知つた。そこから彼の生活は絶えず進展し、常に新しみに満ちたものとなつたのである。

芭蕉は「笈の小文」(元禄元年)の中で「西行の和歌における、宗祇の連歌における、雪舟の繪における、利休が茶における、其貫通する物は一なり。しかも風雅におけるもの、造花にしたがひて、四時を友とす。見る處、花にあらずといふ事なし。おもふ所、月にあらずといふ事なし。儼花にあらざる時は夷狄にひとし。心、花にあらざる時は、鳥獸に類す夷狄を出、鳥獸を離れて、造花にしたがひ造花にかへれとなり」と云つてゐる。こゝにいふ風雅とは、俳諧の謂である。彼によれば、俳諧とは造花(自然)にしたがつて四時を友とすることであり、造花にしたがひ造花にかへることである。風雅の眞諦は、自然に隨順することによつてのみ、體得することが出来るのである。すなはち、自然の中に没入して魂を新にしようとする意志の顯現は、こゝにも見られるのであつた。

ところで、新しい魂が受けつた感動を、そのまま如實に表現すれば、その俳諧はそのまゝで新しい。内側の新しみはやがて感動の新しみである。そして

彼が人として磨かれてくると同時に、彼の藝術はいよいよ磨きがかけられてきたのである。刹那の感動を捉へて、永遠の相を暗示することなど、單なる技巧の修練だけでは到底不可能な業である。しかも彼はそれを立派に仕送つてゐるのであつた。

われわれが芭蕉の俳諧に接するときには、ある迫力を感じる。が、それは冷厳な近づき難いものではなく、いつもある柔かみを帯びたものである。さびしいものはさびしいなりに、美しいものは美しいなりに、しみじみとした情懷をもつたものである。彼の句が悉く珠玉をつらねたものとはいへないにしても、そこには常に彼の全一的な氣持が強く動いてゐる。作者の人といふものが、はつきり覗いてゐる。彼の作品が觀しみを與へる所以も、實はこゝにあつた。そしてこれはまた俳諧の本質を考へる上に、大きな示唆を與へるものでもあつた。



芭蕉は詩人として豊かな資質に恵まれてゐたが、同時に、人間としても畏敬すべき人格者であつた。その樹立した蕉風の俳諧が、古風から談林へと蕩揺した俳壇に統一を與へて、都鄙到るところに行はれたのは、彼の優れた藝術と正しい主張とが人々に大きな魅力となつたからではあつたが、一つにはまた彼の抱容力に富んだ偉大な人間性の感化が齎した結

果でもあつた。——少くともわたしはさう信じてゐる。古風や談林の徒で、彼に接近し歸服したものは決して數において乏しくはなかつた。しかも彼を圍繞するものは、すべてがみな敬虔な態度をもつて、彼に事へてゐたやうである。例へば去來や士芳のごとき、彼に對する氣持の中には、單なる尊敬を超えて、ある宗教的なものさへ見られる。二人のやうに長い間彼に親炙したものでなくとも、さうした心持はやはり同じに働いてゐる。傲岸不遜敢て人に許さなかつた許六は、最も晩年の弟子の一人であつたが、心服の深さにおいては、恐らく他の誰にも譲らなかつたであらう。そして、我こそ師の血脈を得たものとして、みづから誇つてゐた程であつた。従つて、芭蕉の死と共に俳壇は中心としての統率者を欠いてその遺業を繼ぐべき器を見出し得ず、忽ちに希望を失つた暗黒の中に彷徨しなければならなくなつたのも、寧ろ當然だつたといへよう。

わたしはこゝで一應の釋明を試みて置きたい。俳諧といふ一つの文學形態——それは連歌と同一系列の下に、日本文學史においては極めて重要な位置を占めるものであるが——においては讀者はやがて作者といふ特殊な關係を成立せしめる。作者と同一範疇において讀者が存在するのである。そして作者の領域は常に下降性をもつて擴大せんとし、また事實擴大していつたから、俳諧の分野にあつては、

實に無數の作者を見ることが出来る。少數の著名な作者の背後に隠れて、如何に多くの群少作者が埋れてゐることか。しかも、俳諧の歴史は、少數の著名作者について知ると同時に、或はそれ以上に、多くの群少作者について知ることを要求する。ゆゑにかゝる見地からすれば、俳諧史には必然的に、社會史的方法の採用が可能となつてくるであらう。わたしもさうした企圖に對してはいさゝか野心を持たない譯でもない。が、今は敢てそれを避けようと思ふのである。

元祿以後、俳壇には幾度かの變遷が繰りかへされたが、俳壇が頽廢し弛緩したときにきまつて叫ばれたものは、芭蕉への復歸であり、芭蕉精神の新なる認識であつた。蕪村の時代においても本當に芭蕉のこゝろを探り得たものは蕪村であり、一茶の時代においても眞に芭蕉の肚裏に觸れようとしたのは一茶であつた。蕪村の俳諧は芭蕉のそれとは異り、一茶の俳諧は芭蕉のそれとは違つてゐる。それでゐて、どちらも共に俳諧の正しい流れの一つであり、また當然さうあらねばならなかつた。芭蕉は常に俳諧文學における源である。何時の時代にあつても、俳諧の方向にある暗示を與へるものは彼であつた。

芭蕉を圍繞する人々は、彼と同じ時代に生を享けたことに深いよろこびを感じて、恰も多くの遊星が太陽をめぐるやうに、彼を仰いだ。その太陽は年と

共に、赫奕たるひかりを増していつた。彼に對する後人の尊敬と思慕とは、時間の距離をへだてるにつれていよいよ高まつてきたのである。

芭蕉にとつて、俳諧は單に自己の藝術を規定するものたるにとどまらず、自己の生活や自己の生活態度を規定するものであつた。従つて彼にとつて、俳諧にたゞさばるといふことはやがて自己の生活なり生活態度なりを決定することだつたのである。彼が生涯をかけ、全人的な生命をうち込んで俳諧の道に遊んだのは、畢竟そのゆゑであつた。茲にいふ遊びとは、たゞ薄つべらなこゝろの戯れではない。一つの世界に自己を没入し、そこに入つて自在を得る心持の謂である。彼の態度は、飽くまで自力聖道門の行き方であつた。

芭蕉に對する後人の尊敬と思慕とは、いろいろなかたちにおいて表現されてゐる。けれどもいつの時代においても、多くの人々には、彼の詩人としてのこゝろの美しき人間としての魂の深さなどは、悲しいかな、理解せらるべくもなかつた。芭蕉は臨終の十數日前「所思」と題して「此道や行人なしに秋の暮」と詠んでゐる。「此道」とは彼が一筋に歩んできた俳諧の道であるが、同時に人間の道でもあつた。俳諧をもつて自己完成のための唯一の道として、傍目もふらずに精進を續けてきた彼は、自分に従ふ多くの足音を聞いた。しかしふと振り返つて見ると、そ

ここにはたゞ模倣者はかりであつて、しんじつ自己の魂のために此道を進むものは、つひに一人も見出すことが出来なかつた。彼はそのときしみじみと開拓者としてのさびしさ、人間としてのさびしさを味はつたのである。偉大なるものが往々にして受くべき運命に、彼もまた甘んじなければならなかつた。しかもさうした尊い道を、彼に従はうとする人々は捨てて全く顧みなかつた。

過去のすべての時代において、俳諧にたづさはるものはいつも芭蕉をもつて道の祖師とし、みづからも道に參ずることを誇としてゐた。たゞそれらの人々が仰いでゐた芭蕉は、眞の芭蕉とは恐らく似もつかぬ、彼らによつてつくられた一箇の幻影にしか過ぎなかつた。多くの人々は、貝をもつて海水を汲みつくさうとするやうなおろかさをもつて、芭蕉を理解しようとしてゐたのである。

後人が芭蕉に致した敬愛のまことのひととして、芭蕉忌嚴修は常に行はれ、回忌毎に編まれた追善集は夥しい數にのぼつた。今は評述の餘裕をもたないが地域的に見てもそれらは各地に亘つてあつた筈である。その度ごとに芭蕉への關心は新になり、彼に對する尊敬は深まつた。けれども、さうして忌を修し集を編んだ宗匠たちの中に、果して、それを機として自己の名を汚らうとするやうな不所存者が、たゞの一人もなかつたであらうか。わたしはひそかにあや

ぶむものである。

追善集として最初のものは、其角の「枯尾花」(元祿八年刊)であつた。元祿七年九月、浪華の客舎で病に仆れた芭蕉は、花屋仁左衛門方に移つて門人の手厚い介抱を受けたが、その甲斐もなく病は日々に重つていつた。平生病弱の肉體はすつかり衰へてしまつてゐたのである。折よく泉州にあつた其角は、浪華に入ると共にこのことを聞き、直ちに病床に侍して、「いはんかたなき懷を述べ、力なき聲の詞をかはし」寢れはてた芭蕉のすがたに涙しながらも、生きて會ひ得たよろこびに且は泣くのであつた。其角としては彼に従遊すること二十年、師弟の契りも一しは深いものがあつたからそのかみを想ひ今を思うて感無量だつたであらう。

富花月

草庵に桃櫻あり

門人に其角・嵐雪有

芭蕉

兩の手に桃とさくらや草の餅
温顔に笑をうかべながらこの句を示されたとき、面映ゆい氣持に思はず眼を伏せてしまつたことなども、其角には昨日のやうに生々しい記憶だつた。

十月十二日、一代の巨人はつひに簀を易へた。遺骸は養仲寺に葬つたが、送葬の折にはまねかざるに會するもの三百餘人にのぼつた。其角は一門に代つて「芭蕉終焉記」を認め、一七日には同寺において

「なきがらを笠に隠すや枯尾花 晋子」を立句とする追善の百韻が行はれた。「枯尾花」は、これらにさらに諸家の悼吟、追善の俳諧等を筆録したものである。

芭蕉への思慕はまた人々に彼の生活への模倣を試みさせた。後世の俳人たちは、生活の規範として彼の態度を學ぼうとし、彼が體驗したものの若しくはそれに近いものをみづからも體驗し、そこにある生甲斐を感じようとした。さうした結果は單に無自覺な模倣に終つた場合が多かつたけれど、人々はそれによつて、自己のうちに祖翁を生かし得たもののだと自己陶醉から醒めることが出来なかつた。例へば彼の奥羽行脚には追蹤者が續出したごとき、その一つである。

元祿二年、芭蕉は門人會良を伴つて、約半歳に亘り、奥羽北陸六百里の大旅行を決行した。この時の紀行が有名な「奥の細道」の一篇である。奥羽といへば當時にあつては都に遠い邊土として、誰しもが行くことを恐れてゐた、交通不便の地である。しかも彼は、「もし生きて歸らばとさだめなきたのみの末をかけ」て、一縷歸庵の望を抱きながらなほ「羈旅邊土の行脚、捨身無常の觀念、道路に死なん是れ天命なり」と觀じ、「古人も多く旅に死せるあり」と慰めて、涯しらぬ旅の空に朽ちることを敢ておそれなかつた。さうした彼の決意がいよいよ堅くなれば

こそ、彼の心はますます澄み、彼の藝術は一層光を放つやうになつたのである。

奥羽行脚のあとを追うたものは、後世に至るまで綿々として絶えなかつた。すなはち、路通・支考・桃隣・沾徳・立國・北華・千梅・二日坊・以哉坊・黒露・蝶羅・馬州・蓼太・宋屋・蝶夢・秀國・行雲・大江丸・泉明・曉台・蕪村・白雄・諸九尼・百明・遅月・玉屑等、一々列擧するの煩にたへない程である。彼らはみな芭蕉の跡を辿つて祖翁の昔をなつかしんだ。そして、「奥の細道」に做つた幾つかの紀行が書かれたが、中で桃隣の「陸奥衝」(元禄十年刊)立國の「月見ヶ崎」(元文元年刊)、北華の「蝶の遊」(延享二年刊)宋屋の「杖の土」(寶暦五年版)諸九尼の「秋かせの記」(昭和八年刊)等は最も注目すべきものであらう。人々が芭蕉を如何に理解してゐたかは、今こゝでは問題にならないうが、芭蕉が命がけの旅行を取つて試みたのは、眞劍に生命の眞に徹しようがためであつた。彼は小さなわれを大自然のなかに投げ出してつぶさに人間としての苦しみを嘗め、同時に慈悲のひかりに恵まれることを知つたのである。けれども、人々は芭蕉を介して生命や自然を知らうとしたのではなく、芭蕉の名のみに魅惑されてゐたのであつた。形而上の芭蕉は毫も必要とされなかつたのである。

芭蕉に對する渴仰の表現は、しかし句碑に如くはない。彼の歿後、蕉風は忽ちに分裂して群雄割據の

狀を呈したが、人々はわれこそ師の風骨を得たりとし、芭蕉の正系たりと主張して、互にゆづらなかつた。たゞ芭蕉の前に額づくはみな一である。そして彼らはわが佛尊しの心から、芭蕉の會遊の地や縁故の場所には、争つて芭蕉堂を造り芭蕉塚を築いた。芭蕉に何の關係をもたないところにおいてさへ、俳人の多く集ふものがあれば、祖翁崇拜の實をあげるために必ず碑が樹てられた。さうした事の有様は、例へば支考の「三日月日記」(享保十五年刊)に明かである。書中、里紅の三日月塚誌には記していふ。「ことし享保庚戌の夏、出羽の鶴岡なる人々のおもひ立る事ありて芭蕉翁の塚を造立す。さるは此國の行脚の昔、涼しさやほの三日月の羽黒山といへる遺詠ありしを、今の碑面に移して永く其影をしたはんとなり。さはよし風雅の親切ながら道に門人の報恩なるべし、そもそも翁の墓所は湖南の木曾寺を本として、武江の深川に發句塚あり。伊賀の上野に枯野塚あり。殊に都の雙林寺には七字の謎文に石碑をきつて、近江の平田に笠塚も、越中に井波の翁塚も、加賀の金澤に無羅塔あれば、越前の府中に色紙塚ありて、難波はまして終焉の地なれば、その魂をとよめずといふ事なし。西は備中も長崎も肥後の熊本にもありと聞ゆ。況や、美濃尾張は經四の地なれば、大垣に尾花塚あり、笠寺に千鳥塚ありて、およそ日本六十余州に爰に祭れば、こゝにいます如く、三十二應の影をわ

かちていづこに行としてか信せざらんや。元より奥羽の兩國は生前の旅寝になじみ給ひて、あるは松島の花にうかれ、或は象潟の雨に忙て、今はた其魂は此魂は見はなし給はじ。しからば、此道の冥加を祈らんにも春は櫻のたむけより花橘の香をわすれず。秋は紅葉のかざしより菓のそなへもまめやかならん。まして時雨月の十二日は其靈魂を祭る日なれば、一章もおこたらじと也。それよ、其志の淺からざらんには、たとへ季札が劍のひかりは、名のみむなしく傳ふるとも、三日月塚の一は月々に猶あらたなるべし」と。更に句碑についての類書を擧げるならば茶靜の「茗荷集」があり、野桂の「江戸祖翁墳墓集」、「廣者荷集」があり、義仲寺の「諸國翁墳記」等がある。こゝに記された塚の有名なものだけでも恐らく相當の數に達するであらう。しかも、これらに洩れたものは、なほ幾千百をもつて數へることが出来よう。

塚の中には、或は既に雨雪に傷んでしまつたものもあらう。或は災禍に壞れてしまつたものも渺くないかも知れない。形あるもの亡びるのは止むを得ないとしても、その存在によつて時には開明せらるべき俳諧史の一頁が、空しく埋れてしまふのは、わたしにとつて限りないさびしさであつた。

喜三二の「長生見度記」(明和八年刊)は、楠無益委記に做つて作をなせるもの、未來記の形式をもつ

て社會の事象を滑稽化し、内に辛辣な諷刺を含む。その中に、江戸芭蕉塚三十三ヶ所ほど殖え、俳人は御發句といふものに節をつけて唱へながら歩くといふ件がある。作者の意圖は、當時の俳人たちがたと芭蕉を偶像視して俳諧道の形骸に囚はれてゐるのを笑はうとするところに存するが、三十三ヶ所廻りの空想は、確かに俳諧流布の一端を證するに足りるものでもあつた。しかも未來記に屬する作者の空想は、幾許の時日を要せずして、江戸に四十數箇の塚を出現せしめたのである。

こゝにまた「面美多通身」といふ洒落本がある。寛政初年頃の刊行であらうといふが、作者は明かない。中に、伊勢の御遷宮に出掛けた二人の男が、藝者を前にして道中の宿々を語るところがある。場所は表櫓の花村屋の二階。——彼らは得意になつて所々の遊里或は名所名物について語る。と共に、途次芭蕉塚のあるあれば、必ずこれを紹介することを忘れないのである。都會生活の讚美に目標を置く洒落本が、都會生活以外に觸手を延べて地方を題材としたことは洒落本の世界においては、重要な問題をなすものであるが、さうした問題に今は觸れまい。おのづから機會は他日にあらう。こゝで言はんとするところはたゞ、酒盃を手にながら芭蕉を語り句碑を説く、しかもそこに通を意識することについてである。

通とは一體何であらう。都會生活における洗練された生活態度である。とだけでは未だ十分意を盡さぬものがあるかも知れない。わたしは、廻りくどい説明を避けるために、山口剛氏の言葉を引かう。「洒落本集」(日本名著全集)解説の一節である。「通は通曉の意である。世を知り、人を知つて、流通無礙に、おのれを處する所以であらう。それが遊里の事情に通曉し、遊里の作法に適應するものと解せられるのは、つひに第二義のものであらう。通は世の動きをまさしく正しく觀察し、その動きに順應する。髮の流行、着物の流行、羽織の丈の長さ短さ、羽織の紐の太さ細さに、どれほどの意味があらうが、なからうが、とにかくに流行なれば、その流行におくれず、人に笑はれないやうにするのが、通であつた。いや、それよりも、通の通たる者は、流行にさきだちて、これを指導するほどの先驅者でなければならぬ。通とは畢竟自己優越感のあらはれである。通の高きにあつて、不通の境を敵下し、通の廣きに亘つて、世間の穴を穿つ、こゝにいふところの通書が成立する。通書とは通人が範を垂れるための通の教科書のみでなくして、不通の醜陋を示して、さて通に導かうとする方便書でもある。その通が、俳諧を語る中に發見されるのである。通の内容における大きな變化といふべきであつた。當時、遊里にある通者で、俳諧の一つも口にして風流がらぬものはなかつたのである。

蕉風の俳諧——少くとも芭蕉の俳諧は、自然の中に自己を抛ち、自然に同化しきらうとする心から生れたものである。わたしは芭蕉を想ふ時には、いつも一笠一杖の行脚姿が眼の前に浮ぶ。芭蕉はその一生を殆んど旅に暮し、旅の氣持の中に送つた人であつた。彼の俳諧に表現された人間生活は、従つて自然の中に溶け込んだものである。

李由は「俳諧頌」において、「夫、俳は市中にあつて山中のさびしきをうらやむものなり」と説いてゐる。この言葉は、俳諧の本質を考へる上に、一つの示唆を與へるものやうである。端的にいへば、俳諧は田園の所産とも稱すべきであつた。それが酒席において語られる。寔に大きな變化であつた。

「面美多通身」は、洒落本を俳諧の交渉上、かなり注意を要する。都會趣味と田園趣味との融合がこゝに見られるからである。けれども、洒落本も俳諧も共にこれ民衆の表現生活の裏と表、その間に強ひて限界を劃して、互に相犯さざらんとする必要などはあり得ない。洒落本と俳諧が關係をもつのも、敢て異とするには足りないことであつた。缺陷の多い當時の社會制度、沈滞せる社會生活は、有階級をしておのづかにあそびに専念させる。遊里にうかれるのと俳諧をもてあそぶのと、遊びの上には些かの變りもなかつたのである。彼らは遊里について語り遊女の

品定めをすると共に、その同じ口で俳諧を稱し芭蕉を説くのである、そこに何の差別も設けなかつた。

従つて、宗匠といふやうな手合は、時によると、藪間と全くえらぶところがなかつた。俳諧の興行はたゞ顔よせのためである。連家ならぬ連中は、集れば、歌仙一卷も巻かぬうちに早速酒にしてしまふ。宗匠は酒座の斡旋にこれ努め、その擧句がお定りの

場所へ繰込む譯である。俳諧の手腕はともかくとして、座の取持さへ上手ならば、宗匠としての名聲はあがる。——例としては些か極端にもすぎようが、それほどの場合もあつた。こゝまで来れば、俳諧も最早どん底である。思へば、「長生見度記」「面美多通身」などは、まだ生やさしい方であつたといはねばならぬ。

かゝる日の俳諧は、多くは點取俳諧で、名は同じ俳諧であつても、芭蕉が心根をうち込んだ俳諧とは全く違つたものとなつてしまつた。恐らく近世における俳諧ほど、民衆生活に深い繋がりをもつた文學は、類例に乏しいであらうが、藝術的水準から見れば、それは時代の下るに従つて、いよいよ低下してきたのである。低級な、卑俗な俳諧をのゝしるものに、月並調といふ言葉がある。子規居士などの用ひはじめたものであるが、芭蕉以後の俳諧は概ねその月並調に墮してゐる。蕪村なり一茶なりが出て、時に、俳諧を正しい軌道に復せしめようとして努力し

たこともあるが、大勢には到底抗すべくもなかつた。生前既に、此道や行く人なしに秋の暮、と歎じた芭蕉である。若し地下でこの有様を見たならば、醜陋にたへずとして眼をそむけ再び口を開かうとはしなかつたかも知れない。かくて、芭蕉によつて尊い藝術となつた俳諧は、遠くその領域外に逸脱してしまつたのである。

何故に、芭蕉を標幟とする俳諧が、さうまで墮落しなければならなかつたのであらうか。わたしは、しななければならなかつたのであらうか。わたしは、しかし、こゝでその問題にも觸れないで置きたいと思ふ。わづらはしいからである。封建治下における去勢された民衆の無氣力と無自覺が、たゞこゝに至らしめたのであつた。

——筆がすつかり横道にそれてしまつたが、わたしの大凡の意味は、句碑の建立がやがて芭蕉への尊敬を測定する一種の高度計たることを、いはうとするところにあつた。その尊敬が、正しい批判を失つて盲目的になつてゐたのは勿論であるけれども。

盲目的な尊敬といふものは、往々にして信仰の對象とさへなり得る。そして芭蕉崇拜熱も遂に行くところに行きついて、後には、偶像崇拜にまでなつたのであつた。

古く和歌三神といふものがある。和歌を尊崇するの餘り、古代の歌聖を神とした思想から生じたものであつて、一説には、柿本人麿・山邊赤人・衣通姫を

稱してゐる。それとこれと、直接の交渉のあるなしは別問題として、甚くところはやはり、言靈信仰を機縁とするのであらうか。寛政五年、芭蕉は神祇伯賜號の桃青靈神として筑紫高良山に祀られたが、それ以來、文化頃には彼を奉祀することが一種の流行となつた觀さへあり、天保十四年には、二條家から花の本大明神の神號を贈られたのである。わたしはそこに最も端的に時代心理の表現を見ることが出来ると思ふ。

かうした迷妄はなほ明治までも續いたが、さすがに新時代の思潮は、この無自覺の存續を許さなかつた。子規に至つて新しく彼に對する再檢討が試みられ、彼の眞價は漸く見直されてきたのである。

顧みて、わたしはかなり長々と説き來つたことを覺える。しかも、いはんとするところは極めて簡單な平凡な事柄であつた。すなはち、近世における芭蕉は、近古における定家よりも一層深く深く——和歌と、俳諧と、これにたゞさはる階級の相違である。

——尊崇され、その名は、民衆の生活からは缺くことの出来ない存在となつてゐたが、少數の例外を除く外、彼は常に正しい理解を興へられることがなかつた。正當に批判されることになつた。そして彼の名が廣くなり深くなればなるほど、彼の精神は歪められ、忘れられたのである。彼は畢竟人々に名を弄ばれたのに過ぎなかつた。



資本主義と其運命

エール大學教授 ジェローム・デーヴィス

第一、資本主義の擡頭と其の發展段階
現代文明の特質は正しく資本主義的文明に外ならぬ。資本主義の發展には四つの段階を區別することが出来るであらう。

第一は商業的資本主義である。第二は産業革命の所産として現はれた産業資本主義である。このものは第三段階の資本主義即ち帝國主義的資本主義によつて著しく變改せられて最後に即ち第四段階たる獨占的金融資本主義に到達するのである。現在は正にこの第四段階たる獨占的資本主義の時代に相當するのである。然もこれらの諸發展は我が米國に於ける石油事業の發達過程に於て如實に之を徵驗することが出来る。従つて余は屢々米國に於

ける石油企業の事例を引用して自分の所論に具體性を與へるであらう。

第二、資本主義の哲學

資本主義の定義は暫く措くとして資本主義そのもの、成立を可能ならしむる基礎原理の主要なるものを擧ぐれば次の如きものである。(一)私有財産に對する個人的權利の絶對的主張、従つて國家其他の公共團體による干渉を出来る丈け排除すること。(二)個人的責任及び個人的功業、各人は自ら欲する處をなす事に於てあく迄自由であるとの假定の下にこのものが認められてゐる。(三)自由競争、各個人は自由に競争し、而して最も安價にして且最も良きものを販賣し得る

もののみが勝利を獲得するものと假定せられてゐる。(四)契約の自由、各個人は自己の所有物若くは勞働を賣る契約締結に於てあく迄自由の權利を有するものと假定せられてゐる。然し雲霞の如き失業者が充滿する現在に於て斯の如き契約の自由は只形式のみである。(五)平等の機會、すべての人々は同一條件の下に生存競争に参加し、且最も有能なるもののみがこの競争の勝利者であると假定せられてゐる。然しこれも亦貧富の懸隔の甚しき今日に於てこの事も亦現實ではない。(六)個人的利益若くは利潤獲得への追及、すべてが「金」を廻つてなされる、結局資本主義の哲學は「金」の哲學に外ならぬ。余は資本主義の哲學は人類厚生を増進する協同的組織に對立する利潤獲得の組織なるが故に非倫理的なるものと斷定したい。

第三、資本主義の過程

(一)生産、生産は會社組織の手に漸次集中せられてゐる。米國に於ける二百の大會社は紙育株式市場に現はれるすべての富の八割を統制してゐる。以てその一斑を知ることが出来る。(二)金融、アメリカに於ては富の獲得は建設的な生産を通じてよりも寧ろ金融的欺瞞政策によつてなされる場合が多い。國民より如何にして金を搾り上げると云ふカラクリは米國上院調査委員の聞取書に於て明

瞭に暴露されてゐる。米國の石油、電灯砂糖其の他の會社が官憲其他と結託して無辜の國民より膏血を搾り上げる例は枚擧に遑がない。(三)債務(社債其他)債務は資本主義の爛熟に伴ひ益々増加し、且其の價値は愈々下落しつゝある。(四)分配及び消費、分配及び消費は國民一般に利益を與へるよりも寧ろ彼等より利潤を搾り上げる手段と化しつゝある今日にては利益を得る爲には毒藥と雖も賣り捌かれてゐる。米國に於ける収入の分配率は極端に悪化し社會の上層にある三萬六千家族の収入は社會の下層にある一千百五十萬家族の収入よりもはるかに超えてゐる。米國に於ける富の分配は松茸形をなしてゐる。

第四、結論

資本主義は國民一般の經濟的利害關係に貢獻する爲には己に役に立たない方法である。換言せば新しき時代は資本主義を過去に葬らなければならぬ。若しも宗教にして健全なり得れば國民一般の幸福を増進し得るであらうが、今日の米國に於ては宗教と雖も屢々資本主義の毒酒に酔ふてゐる。吾人はその最終目的として總の國民の幸福を獲得すべき一つの新しい經濟秩序を建設すべく努力せねばならぬ。日本は西洋諸國就中米國の陥りし資本主義文明の毒を避け新天地を開拓せられんことを希望する。

浪華儒林傳

(2)

菅 甘谷 先生

講師 石濱純太郎

我が大阪の徂徠學は藤澤東暎、南岳兩先生に至つて、隆盛を極めたが、

その本源は菅甘谷先生に發してゐる。諸書多くはこの源流を詳かにしないのは遺憾である。

甘谷先生の家は藤原姓より出づる。後に星野某があり、又それから後に府川氏と稱した。祖父は姫路侯に事へて居つたが、兵法を好むために祿を辭して東都に出で、梅曹に師事して研修し、秘奥を窮めて大に名を著したので、諸侯争うて招聘せんとしたが、終に事へずして駿河に隱遁して卒した。父は泉州岸和田侯に仕へた。二男三女があつたが、長男が家を襲ぎ、女は皆岸和田の家臣達に嫁いだ。甘谷先生は第二子であるので、出で、同藩堀氏の養子となり、祿高二百五十石であつた。名は晨耀、字は子旭、號は南橋、後に甘谷、通稱は小善、又は小善。元祿三年を以て生れた。生れて岐嶽、幼にして讀書を好み、神童の稱があり、藩の儒官三宅氏に従つて學んだ。堀家を嗣

いで藩侯に仕へて大に寵用せられた。侯に從つて江戸に居つた際、藩邸に水がなから井戸を掘つて非常に備へようと進言したので、侯は其言に從つて數井を作つた。間も無く大火が近所に起つたが、藩邸のみは幸に完きを得た。そこで侯は益々先生を信用して、先生の議を採用する事が多かつた。恰も此時に物徂徠は大に復古學を倡へて居たので、先生は往つて謁した所、物先生は一見して其才を奇とし、先生は遂に徂徠の經術と古文辭とを受けた。藩侯が歸國されても留めて邸の出納役を命ぜられたから、益々勉強して物氏の學を究めた。然し役目が出納の事であるから毀譽に累はされるので、古人の言へる通り、風衝の物は育せず、水湍の岸は峭なる得ずと嘆じて、病と稱して致仕し、養家の堀氏が菅原家より出てゐるので、菅を姓として西京に客となり、後大阪に移り、城外の海濱の地に居り、日に漁者と處り、武器を賣つて小艇を買ひ、貧賤に安んじて徜徉自ら喜んでゐた。これは何處の事か分らないが、西隅伯樂

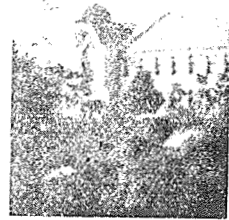
渡口に舍すと云ふのが之れだらう。門人が追々と出来るに從つて不便だからと、市中に移つて貰つたが、先生は其亭を滄英と名付けて隱趣を託した。初めが長堀の橋街、それから少し東の中橋筋、こゝで火事に會ひ、横堀以内に住むと決心したが、北街要衝の地に住めと勧めるものもあつたと云ふ。皆どこの事であるか詳かに考へてゐないが、自ら彷彿するだらうと思ふ。浪華に住する二十年、從學の士頗る多かつた様だが、先生は稍々之を厭ひ、慶弔の外は餘り家を出でず、隱趣に一生を終つた。病に罹つて課業を休む事僅かに五六日、忽然として逝世した。寶曆十四年三月二十四日の事で、享年七十有四。大阪の東南なる舍利寺境内に葬つた。後年天保五年三月藤澤東暎先生は碑の表に「甘谷菅先生之墓」とあるのみでは何人なるかを知り難いとて、碑の側背三面に兄樂郊の撰せる墓誌を刻せしめて、其由来を識された。今日に至る迄藤澤先生泊園書院の年中行事の一として、新曆五月一日或は第一日曜を以て墓參をしてゐる。

先生の遺稿は「甘谷先生遺稿」三卷が愛日園藏板、安永四年春、大阪五車堂の發行で刊行されてゐる。「南嶽集」と云ふものがあるとも云ふがよく分らない。先生の學術は著述がないから知り難いが、詩文を以て長じられたものらしい。その詩文も極めて少い。田中鳴門が、先生は嘗て吾れ終身一詩の佳なる者を得ば足ると謂つてゐたと記してゐるが、詩に思を潜めたと見へる。然も平生の著作を輒ち出して示すでもなく、漫に人と贈酬するでもないから、原稿が残らなかつたものと見へる。物徂徠が初めて先生を見た時に、古體が近體に勝ると云つたさうだが、古體の殘るものも僅かに二篇。余は詩に於ては解する所がないから評し得ないが、藁園唐詩の正宗を得たるものであるらしい。後年大阪の混沌社の詩名は世に鳴つてゐるが、詩社の同人の中堅は皆先生の藁陶を受けたものであるのも偶然でない。

門人の名あるものは、兄賦宗、葛子琴岡徳瑜、筱安道、田子明、合麗王、吉元中釋義端等がある。吉元中は即ち藤川東園。東園の門に中山城山出で、城山の門に我が東暎先生出で、徂徠學再び浪華に盛んとなつた。

以上は藤澤黃坡先生が「泊園」新第十號（昭和九年七月發行）に掲げられたる「甘谷先生に就て」を主として、同じく先生が「泊園」舊第一號（昭和二年二月刊）に載せられたる「先師遺聞」と「甘谷先生遺稿」に参照して書いたものである。

學 內 報



夏期授業日程

大學各學部	七月八日	九月十五日	授業開始
大學豫科	六月三十日	九月十一日	自七月一日至九月十日
專門部第一部	七月十日	九月十六日	自九月三日至十月三日
同 第二部	七月十日	九月十六日	自九月三日至十月三日

教職員異動

辭任	教授 森 下 政 一 氏
任	講師 (學部地方自治) 森 下 政 一 氏
	講師 (專門部二部財政學) 藤 下 政 一 氏
	講師 (學部財政學) 藤 下 政 一 氏
	講師 (專門部一部財政學) 柏 井 泉 雄 氏
任本學書記補	學生課 堀 治 吉

夏期語學講習會

第十三回夏期語學講習會は左記の如く開催することに決定した。

會 期	七月十五日至八月三日
場 所	天六學舍
科目及講師	英語 村上喜貞氏 獨乙語 水谷揆一氏 向 軍治氏

專門部第二部生徒補缺募集

專門部第二部法律、經濟、商業各科第一學年生徒若干名補缺募集をなす。

出願期限 八月三十一日
試驗期日 九月三日

デーヴィス博士講演

目下來朝中の米國エール大學社會學教授ジェローム

水災害御見舞申上候

關 西 大 學

從來千里山學友會副會長は「大學豫科主事」としての村上喜貞教授であつたが、先般學友會々則第六條改正の結果「副會長ハ特別會員中ノ教授ヨリ會長之ヲ推ス」こととなり、此程改めて村上教授に對し副會長就任の推薦があつた。

村上喜貞教授新任

中村良之助教授——日本經濟地理學會に出席
六月二十九日東京丸ノ内東京會館に於て開催された日本經濟地理學會創立總會に出席した。

昭和十年卒業生就職調

(調日一十三月五)

部 門 專 門 (部一)		部 學	
計	商業學科	計	法文學部
三五	一三〇	六五	二〇〇
五	六	一八	一
二	三	二	八
一	六	一〇	二
四	〇	一〇	三
一六	七	三	七
一	〇	一〇	一
六	三	一〇	〇
八	〇	一	〇
三	〇	六	〇
八	〇	六	〇



臺灣支部

臺灣にも吾等の校友が相當あるので、不規則ながらも會合して居つたが、今度こそ會則を作り、ガツチリしてやらうと云ふ相談は、臺南の喜多氏が昨秋御來北の節、有志が會食した際談合して愈々準備に着手、去る五月十八日小林邸で關西大學校友會臺灣支部を名實共に安産させた。

當日は快晴で臺灣特有の暑さであつたが、午後二時頃より懷舊談に花を咲かせ乍ら、會則を可決して六時より宴會に移る、何がさて關大の校友は灘の生一本で學生時代を鍛へられた連中だけに、ビールでは氷水ぐらいなもの、八時頃より南國の夕立に見舞はれ、それを良い機にドツカリ腰を据へてビールの滿を引いたので、往年の逸話、ローマンス、扱は素破拔きに爆笑、昂笑の連続、果ては思ひ出の大演學生角力の應援歌を手振り足振り宜敷く實演する者、又は陸上競技、野球の黄金時代實現の喜悅は直ちに母校の自慢話となり、仲々宴は盡きそうにも見えないが十時を過ぎたので、小林氏の御家族達と共に記念撮影をして、一同學歌及

び學生歌を合唱し、後山口氏の發聲で母校の萬歳を三唱して散會した、時正に十一時。



臺灣支部發會

因みに當日の出席者は左記の通り

- 山口正成 重田政次 門田文三 小林隆義
- 内村一穂 太田義三 小谷茂雄

動 靜

- 吉岡 達男君 (明三七 法) 任大阪市經理部用地課南用地係長
- 井上信一郎君 (明三九專法) 任大阪市港灣部經理課長
- 織田 九郎君 (明三九專法) 任大阪市南區役所庶務係長に轉任
- 長 義道君 (明四二專商) 任大阪市電氣局勞働課長
- 河合 貫一君 (明四三專法) 任大阪市此花區役所庶務係長に轉任
- 領内正太郎君 (明四四專法) 任大阪市南區役所稅務係長任
- 田中 可長君 (明四四專經) 任大阪市水道部料金課計算係長に轉任
- 山本晋次郎君 (大三 專法) 任大阪市水道部料金課長
- 磯村 達君 (大四 大法) 任大阪市土木部驛前整理事務所長
- 米谷卯三郎君 (大四 專法) 任大阪市東淀川區出張所長
- 嘉納 亮三君 (大四 專商) 任大阪市電氣局主計部購買課契約係長
- 河井 美成君 (大五 專法) 任大阪市東區收入役會計係長に轉任
- 吉田伊之助君 (大五 專法) 任大阪市財務部財務課區政係長に轉任
- 大江 彌助君 (大九 專法) 任大阪市東淀川區役所戶籍係長、住所東淀川區長柄西通二丁目一
- 山崎 敬義君 (大二四大法) 任神戸公證人會副會長當選
- 小松 金重君 (前二 大商) 任津野貯蓄銀行上町出張所次長

大倉 猛君 (昭三 專法) 大阪市電氣局運輸部業務課
庶務勤務、住所港區八幡屋中通一丁目二

千田 林作君 (昭四 大法) 帝國興信所福井支所勤務
雨村 是夫君 (昭五 專法) 札幌地方裁判所司法官試補
伏田 秀雄君 (昭六 專經) 自動車、オートバイ用品

商經營、住所此花區下福島二丁目七二
遠藤 吉次君 (昭七 專經) 滿洲國新京常盤町一丁目一
四張子煥工商司長公館勤務、住所新京本埠北安路

市營住宅一三三號飯島政治部方
鳥巢孫十郎君 (昭七 專商) 株式會社壽製作所京都本工
場勤務、住所京都市下京區油小路九條南

岩脇 明光君 (昭八 大政) 福井笏谷青石株式會社監査
役

小谷 茂雄君 (昭八 專一法) 臺灣總督府官房會計課
西田 貞雄君 (昭八 專二商) 高島屋南海店辭職

野口 武男君 (昭九 大法) 朝鮮龍山步兵第七十八聯隊
第三中隊幹部候補生

外村 治義君 (昭九 大法) 朝鮮全羅南道寶城郡福內金
融組合内

奧澤 浩君 (昭九 專一商) 鳥取歩兵第四十聯隊より經
理部幹部候補生として姫路歩兵第三十九聯隊第一
中隊附となる

山本貞之助君 (昭十 專一法) 北區浮田町九齋藤商會勤務

神田 民作君 (昭二 八法) 横濱市中區西竹之丸八九

大月義平二君 (昭三 四法) 東京市大森區馬込町西四ノ
三一一五

今田 光匡君 (昭三 九專法) 南河内郡高鷲村字丹下
大塚 靖君 (昭四 專商) 中河内郡布施町字永和四二
柴田松太郎君 (昭二 大商) 住吉區昭和町西一丁目三二
横山 豊君 (昭五 專法) 東京市中野區野方町二ノ一
六三三

高阪 清元君 (昭六 專法) 東京市小石川區小日向臺町
三ノ一〇七
中山 幸市君 (昭二 三專商) 阪神沿線魚崎電停前住吉川
畔

大橋 義策君 (昭一 四專法) 東京市澁谷區穩田二ノ六三
村田 重吉君 (昭一 五專法) 東京市在原區中延町四六三
中村 峯藏君 (昭三 專法) 東京市赤坂區氷川町一七
阪口 清司君 (昭三 專經) 泉南郡春木町一五八
原田 正男君 (昭三 專文) 西宮市森具字御茶所六七ノ一
加藤 昌秀君 (昭五 大法) 西成區千本通一丁目五七岸
ノ里莊園

小笠原九一君 (昭六 專法) 高知縣安藝郡和食村琴の濱
石井茂太郎君 (昭六 專法) 和歌山市小二里町六六〇
塩屋 甚助君 (昭六 專法) 港區四條通三ノ元、正井方
佐野 文雄君 (昭六 專商) 神戸市灘區船通六丁目二
荒木 信隆君 (昭七 大法) 京城市蓮池洞四

東総 頼義君 (昭七 專法) 住吉區住吉町一六一四
岡田 巖君 (昭七 專法) 北區梅ヶ枝町一九四
中野 達男君 (昭七 專商) 西淀川區傳法町北二丁目六

長澤 健一君 (昭八 大總) 住吉區阪南町中四丁目二三
奥井 順一君 (昭八 專一法) 住吉區北田邊町六一七
小倉 信義君 (昭八 專一商) 大邸府東雲町二三、阿部方
岩田 勝見君 (昭八 專二商) 三島郡千里村佐井寺
政谷 武雄君 (昭八 專二商) 西成區千本通五丁目二〇
安田 清君 (昭九 大法) 東區和泉町一丁目二五
三木 寛則君 (昭九 專二英) 此花區上福島北四丁目五〇
白石方

岡部 政雄君 (昭一〇 專二法) 福岡市下月隈八〇五、月
光吉 竹二君 (昭一〇 專二商) 旭區森小路町五丁目二四
アバト松壽園一五
江方

改 姓 名

(舊) 上林 傳次郎 神崎 傳次郎
天野 猛 大倉 猛
柳田 勇一郎 木元 勇一郎
山部 吾一 湯淺 吾一
吉岡 英一 鈴木 英一
三好 京一 多田 京一
楠瀬 九一 小笠原 九一
奥井 順一 伊東 順一

(新) 長澤 健一君 (昭八 大總) 住吉區阪南町中四丁目二三
奥井 順一君 (昭八 專一法) 住吉區北田邊町六一七
小倉 信義君 (昭八 專一商) 大邸府東雲町二三、阿部方
岩田 勝見君 (昭八 專二商) 三島郡千里村佐井寺
政谷 武雄君 (昭八 專二商) 西成區千本通五丁目二〇
安田 清君 (昭九 大法) 東區和泉町一丁目二五
三木 寛則君 (昭九 專二英) 此花區上福島北四丁目五〇
白石方

岡部 政雄君 (昭一〇 專二法) 福岡市下月隈八〇五、月
光吉 竹二君 (昭一〇 專二商) 旭區森小路町五丁目二四
アバト松壽園一五
江方

改 姓 名

(舊) 上林 傳次郎 神崎 傳次郎
天野 猛 大倉 猛
柳田 勇一郎 木元 勇一郎
山部 吾一 湯淺 吾一
吉岡 英一 鈴木 英一
三好 京一 多田 京一
楠瀬 九一 小笠原 九一
奥井 順一 伊東 順一

(新) 長澤 健一君 (昭八 大總) 住吉區阪南町中四丁目二三
奥井 順一君 (昭八 專一法) 住吉區北田邊町六一七
小倉 信義君 (昭八 專一商) 大邸府東雲町二三、阿部方
岩田 勝見君 (昭八 專二商) 三島郡千里村佐井寺
政谷 武雄君 (昭八 專二商) 西成區千本通五丁目二〇
安田 清君 (昭九 大法) 東區和泉町一丁目二五
三木 寛則君 (昭九 專二英) 此花區上福島北四丁目五〇
白石方

岡部 政雄君 (昭一〇 專二法) 福岡市下月隈八〇五、月
光吉 竹二君 (昭一〇 專二商) 旭區森小路町五丁目二四
アバト松壽園一五
江方

改 姓 名

千里山法律學會

第二回判例研究會

五月二十日午後一時半、第二十教室
一、『土地ト共ニスル立木所有權取得ノ
對抗方法』大判集第十三卷二十四號
法三、植田弘君

二、『保險會社支部長ノ權限』大判集第
十四卷一號、法三、松芝修君
兩君の研究發表後、質問應答等あり
午後五時終了。

出席者—中谷會長、西村教授、野村
教授、學生、七名

第十三回例會

(五月卅一日、三時第
二教室)

本莊教授「信託の起源及沿革」

「要旨」信託といふ制度が英國に於て
一休何時頃その發生期を置くかといふ
事については必ずしも學說一致しない。
しかしそれがかの「Trust」と密接なる關
聯を有してゐたといふことは疑ひない。

(となして「Common law」及び「Equity」
の發生に付き説明せられた。) 結局信託

の前身たる「Trust」はエドワード三世當時
ロードノッティンガムにより産み出され
たと見るを可とする。而して其の特質は
大體に於て、(一)宗教的目的を有した
ること、(二)脱法的動機に出でたるこ
と、(三)「Use」と呼びたること、(四)不
動産に付て生じたること、(五)「Fiduciary
Trust」より生じたること等である。(と
なされ各項につき具體的事例を擧げて更
に詳説せられた。以上は發生期に於け
る信託の説明であるが更に發達期に於け
る信託の説明であるが更に發達期に於け
る信託について之を研討するに、之は先
づ民事上の信託と商事上の信託とに分れ
る。前者は更に公益上のものと私益上の
ものに分つ事を得るが之に關する「Trust
Trust」は一八八八年以來數法に亘る。後
者は主としてアメリカに於て發達した。

一として我が信託法制と比較しつつ説明せ
られ、企業合同に所謂トラストと信託と
の關係にも言及せられ、最後に英國に於
ける信託の特殊なる意義を述べられ、我
我が英國の小説を讀む場合に於てすらも
信託を知らずしては理解し得ない程に普
遍性を有する此の制度の沿革的特質を極
めて明細に敘述せられたのである。)
かくて質疑應答に入り五時過ぎ盛會裡
に閉會した。

出席者—本莊、中谷、野村、安藤、西
村、柳瀬、吉田、大山、の諸

先生、順序不同、外學生多數。

第三回新入會員歡迎會

六月七日午後五時半、心齋橋筋明治製
菓三階、本會創立第三年目に當り多數の
會員を迎へ新入會員歡迎會を行ふ。

當日は特に學長先生の御來會を得、學
生時代の經驗談を打開けて話され、又會
長中谷教授の訓話、新入會員の自己紹介
最後に學長先生から最近の實社會に於け
る話題の御提出を受け本會卒業生を始め
會員一同法律に關するだけに時を忘れ
て談論し、午後九時盛會裡に散會す。

出席者—學長先生、中谷教授、木村教
授、西村教授、吉田教授、先輩—近藤、
田中、辻田の諸氏新入會員、拾四名、會
員拾貳名

本年度の役員補充選舉の結果左に決定

- 第二學年幹事 阿河義明
- 第一學年幹事 青木四郎
- 同 佐藤忠雄

第十四回例會

六月二十一日午後三時
本館第七教室

原田講師「法律の實際研究」

師は岩崎教授と共に本學に學ばれ共に
米國へ留學されたのであつて、其の當時
から現在迄の法律學研究の實際方面並に
現在及び過去の日本に於ける法律學界の

裏表に就き語られ、結論として「法律學
研究には詳しく實際方面から調べ上げて
憶へ易い様にして學び理論に偏せず將又
實際にも偏せず兩者縱橫に相調和せしめ
て研究すべきである」と結ばれた。

出席者—原田講師、中谷會長、木村、
本莊、吉田、野村、柳瀬、諸
教授、大學院近藤、西日先輩
學生二十名 (橋井投稿)

國文學會

史跡宇治見學 國文學會六月例會とし
て、國文學に縁り深く、史跡に富む宇治
見學を、六月九日(日)舉行した。

快晴に恵まれて京阪宇治終點に集合し
た一行は、雅郎子陵、彼方神社、蜻蛉石
通園茶屋、橋寺斷碑、又振の社、宇治神
社、興聖寺、十三重塔、平等院に杖をひ
き故實に通曉の江馬務先生より建築、繪
畫、遺蹟の史的考證を、新聞教授より國文
學の蘊蓄を傾けられての説明を受け、源
氏物語宇治十帖の卷々をくりひろげ、ま
た藤原期の文化、宇治川の戦塵を偲び、
初夏の一日有意義に送ることを得た。

尙當日は江馬先生の幹旋により京阪電
車並に平等院當局の殊遇に預つたことを
感謝します。

學 生

皇陵崇敬會 (千里山)

第三次第十七回例會

六月五日、京都山科方面に催す
 午前八時大阪驛に集合、入時二十五分
 同驛發、山科驛下車、先づ大石良雄の舊
 宅の一部を見る。次いで、第三十八代天
 智天皇山科陵に參拜、終つて記念撮影を
 なす。こゝに於て、河村(信)先生と別れ隨
 心院に向ふ。この日微風に助けられなが
 らも、初夏の太陽に照らされて、かなり
 の暑さを感じ、隨心院境内にて少憩の後
 第六十代醍醐天皇後山科陵、第六十一代
 朱雀天皇醍醐陵を壓拜す。誠に畏き極み
 ながら、この醍醐陵前平の風水害の修復
 未だしと覺えらるゝこれから一岡更に足を
 延ばして、醍醐寺傳法院に詣り境内に於
 て其食を攝る。食後記念撮影をなすこれ
 を以て、當日の例會を終へ、午後一時過
 き、一同元氣にて解散す。

當日の出席者、河村先生、原、北田、
 端山、奥、徳山、佐々木、石田、大先の
 諸君。

辯 論 部 (専門部一部)

學内大會 五月二十六日午後一時より、

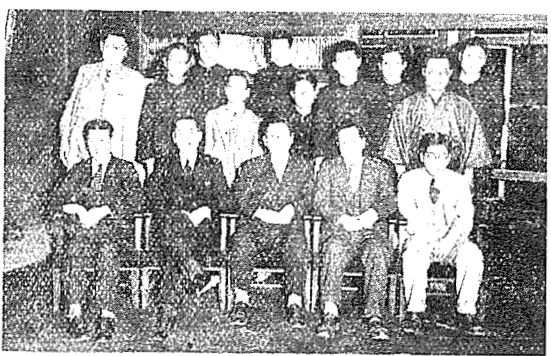
天六北市民館にて學生演說會を二部合同
 にて開催す、學園より街頭へ立ち出で社
 會の矛盾を鋭く批評し、學生辯論の社會
 的役割を果たさんと、若き學徒達は衣笠
 部長以下二十餘名の熱辯にて午后四時甚
 間部を終了す。

第二十一回全國大學高專大會 六月九

日午後零時より中之島中
 央公會堂に於て、千里山
 一部、二部、合同主催に
 て盛大に開催す、一部よ
 りは晝間に浦木、五島、
 近藤、夜間に衣笠、田方
 の諸君の出席あり、出席
 校は東京、京都、大阪、
 神戸、四國、中部各地よ
 り三十校出席、各々熱辯
 を振ひ、記念撮影、音樂
 部の演奏等ありたる後、
 聴衆二千餘名の大盛況裡
 に大なる感銘と感激を興
 へて十時半閉會す。

語學部後援會創立總會

關大語學部出身者ヲ以テ組織スル語學
 部後援會ノ創立總會ハ、去ル四月二十七
 日午後六時ヨリ心齋橋ドンバルニ於テ開
 催サレタ。



語學部後援會創立總會

茲ニ水谷、賀屋兩先生ノ御臨席ヲ仰ギ
 O B八名現役部員五名出席シ、本會設立
 ノ趣旨或ハ今後ノ方針等ニ關シテ協議ア
 リタリ。

尙本會ノ委員トシテ次ノ三君ガ選バレ
 最後ニ學歌ヲ合唱シテ盛會裡ニ會ヲ閉ヅ
 委員、浦木 英 三 (第一回出身)
 脇山 健 三 (第二回出身)
 富田 謙 一 (第三回出身)

幹 事 會

六月六日午後
 六時、天六學舍
 に於て開催、仁
 保學長、武田主
 事出席の上、學
 長の訓辭、辭
 令の交付あり

法三クラス會

六月十三日午後一時半、天六學舍に於
 て開催、近藤委員長並に武田主事の挨拶
 の後、辭令交付ありたり。

六月十八日午後六時より、心齋橋森水
 キャンデリストアに於て開催、武田主事
 の出席ありたり。

商一クラス會

二十日午後六時より道頓堀丸萬五階に
 於て開催、武田主事の出席ありたり。

就職委員會 (専門部一部)

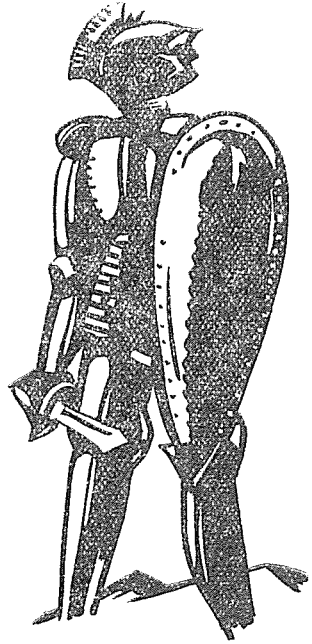
六月二十日午後二時半、天六學舍に於
 て開催す、武田主事、加藤、可野生徒主

珠算懇親會 (専門部一部)

六月十八日午後三時より天六學舍に於
 て開催、指導者三島律夫氏並に武田主事
 の挨拶ありて盛會裡に終了す。

天六學友會委員會

(専門部一部)



大関 スポーツ

◇陸上競技部

比島・關東・近畿對抗 六月九日、甲子園南運動場にて舉行、本學選手は近畿側に参加の上、得點は關東一一七點、近畿一〇〇點、比島六九點にて關東の優勝するところとなつた。

第一回大阪學生對抗 六月九日、大阪市立運動場にて舉行、本學一四一點半にて優勝す。一等本學入選者左の通り。

(高障礙) 小椋、(千五百米) 川田、(一萬米) 川田、(中障礙) 中幸田、(四百米) 關大(走高跳) 松岡、(走幅跳) 小椋 (三段跳) 戸上、(棒高跳) 山崎、(砲丸) 投 戸上、(圓板投) 木元。

日比對抗 六月十五日、十六日、明治神宮競技場にて舉行

百米

1 吉岡、2 (10秒7) 谷口、3 ナウアラスカ、4 グスマン

楻 投

1 65米28 長尾、2 アントニオ、3 鈴木カ、4 アルメロ

走幅跳

1 (7米47) 大島、2 田島、3 フミレス、4 エウアングリスダ

二百米

1 (22秒2) 谷口、2 吉岡、3 グスマン、4 クリストバル

三段跳

1 (15米18) 大島、2 田島、3 バスクアル 4 ラミレズ

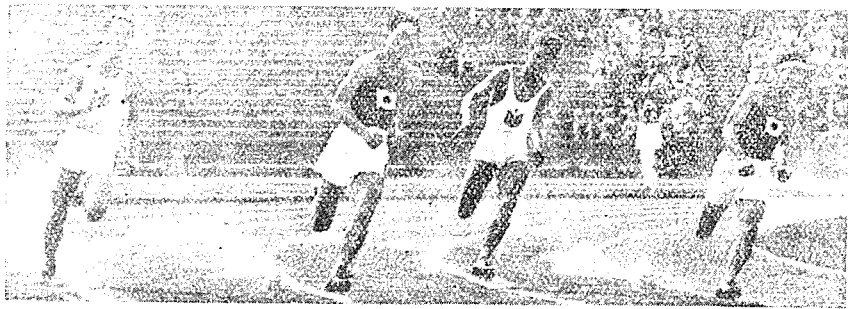
日本學生對比島 六月二十日、神宮競技場にて舉行

百米

1 鈴木、2 (10秒9) 谷口、3 ナウアラスカ、4 グスマン

楻 投

1 (63米57) 長尾、2 楠野、3 アントニオ



日本對比二百米スレー、右より吉岡、松岡、谷口、スリックストバル

南運動場にて舉行、早慶一三三點半、關京一二六點半にて惜敗す。

◇拳闘部

比島對全關西 六月八日、阪神甲子園庭球場リングで舉行

オープン

フェザリ級

高森 (關大) 引分 山田 (A.C.)

ウェルター級

白井 (關大) KO 紫垣 (篠原)

フライ級

平岡 (關大) 判定 オルリナ (比島)

バンタム級

ザバル (比島) 判定 濱口 (關大)

フェザー級

南 (關大) 判定 ガブリエル (比島)

ライト組

クナナン比島 判定 岡本 (關大)

◇野 球 部

對明大 六月八日、於寝屋川球場

第一次試合

審判、長濱(球)平井、名倉(壘)

關大 (0020004131) 11

明大 (1010011000) 4

4 アルメロ

早慶對關京

六月二十二日、甲子園

六月九日、於甲子園球場

第二次試合

審判、長濱(球) 伊達、小林(壘)
明大 100000300004
關大 010000000001

對比島 六月十五日、於甲子園球場

第一次試合

審判、村井(球) 塩見、伊達(壘)
比島 200001000003
關大 00300000001A4A

六月十六日、於甲子園球場

第二次試合

審判伊達(球) 長谷川、村川(壘)
關大 000000100001
比島 0000010001A2A

對慶大 六月二十三日、於甲子園球場

審判、塩見(球) 高田、久保田(壘)
關大 1001101026
慶大 0110010003

◇籠球部

對慶大 六月八日、於甲子園コート

慶大 41 (17 | 9) | (24 | 10) | 19 關大

六月九日、於甲子園コート

慶大 30 (12 | 16) | (18 | 8) | 24 關大

對早大 六月十一日、於甲子園コート

早大 51 (18 | 6) | (33 | 18) | 24 關大

對明大 六月十三日、於甲子園コート

明大 50 (23 | 22) | (27 | 20) | 42 關大

◇水上競技部

對名古屋高商 六月九日、寶塚プールにて舉行、關大99點——62點名古屋高商にて本學一等左記の通り

(二百米リレー) 關大チーム
(三百米メドレーリレー) 關大チーム
(百米自由型) 服部
(百米平泳) 有井
(二百米平泳) 八木
(八百米リレー) 關大チーム

大阪學生聯盟 六月十六日、寶塚プールにて舉行、各種目に首位を占め優勝

第一部

關大 一〇二點、商大四九點、大高四二點、外語四一點

第二部

浪華高商六五點、浪高五九點、高醫四二點、阪大三九點、齒專二九點、藥專二〇點

對法政 六月二十三日、寶塚プールにて舉行、本學一等入選左記の通り

百米背泳(中西) 上野(三百米メドレー・リレー) 關大チーム(五十米背泳) 中西

◇射撃部

關西學生射撃聯盟 六月二日、京都射場に於て舉行、加盟校十五校、本學二四五點にて第五位となり、周藤、中村は何れも個人賞獲得す。

春季三大學聯盟 六月三日、京都射場新人上山晃君個人に優勝、津村五位にて何れも大毎賞獲得
立命大五五五點、關大四九二點、同志大四七二點 豫二津村報

◇弓道部

專門部一部

我部は今春千里山と合併し多年希望の關西學生弓道聯盟に初陣の駒を進め、一進奮闘努力の甲斐ありて關西聯盟大阪ゾ

ーン二部に四戦四勝して美事勲を唱へ、二部優勝戦に京都帝大に惜敗せしも大阪ゾーン二部優勝に依り一部に昇格す。

大阪ゾーン二部優勝

關大 64 | 62 大 高 於大高
關大 62 | 58 大 外語 於關大
關大 59 | 41 浪 高 於浪高
關大 54 | 52 神商大 於神戸支部
二部決勝戦
京大 73 | 62 關大

出場選手、專門部(岩村、金澤、中島、中川、(千里山) 岩井、菅沼、谷口、長野 尚今夏の豫定として
六月三十日、對商大高商部定期戦
七月十二日より同月二十二日迄
夏期合宿練習、於大津武徳殿支部
七月十八日より同月二十二日迄
全日本高専弓道大會出場、於京都

◇蹴球部

對大阪商大 六月十五日、於阪大

關西大學 4 | 0 大阪商大
大阪學生蹴球聯盟戦は(關大) 五勝無敗 (阪大) 四勝一敗(商大) 二勝一引分二敗 (外語) 二勝一引分二敗(浪高商) 一勝四敗(高醫) 無勝五敗にて本學優勝す。

- Grant, A. J. The Huguenots
- Hardy, T. Under the greenwood tree
- Hardy, T. Woodlanders
- Hammerton, J.A. Concise universal biography
- Hasenack, W. Zinshöhe, Unternehmungslage und Konjunkturfinanzierung
- Herbert, G. Temple & a priest to the temple
- Holderness, T. W. Peoples and problems of India
- Huntington, C.C. Geographic basis of society
- Hayer, F. A. Collectivist economic planning
- Hug, J. F. Zur Frage des Zusammenhangs zwischen
- Jones, E. D. English critical essays 19th century
- Klee, K. Deutsch Literaturgeschichte hrsg. von Hoffer
- Kunitz & Hayercraft Junior book of authors
- Kroll, G. Neutrales Geld und Kapitalbildung
- Kirsh, B. S. National industrial recovery act
- Kalveram, G. Die Theorien von den Wirtschaftsstufen
- Lewis, W. Lion and the fox
- Langland, W. Piers plowman
- Moulton, H. G. American transportation problem
- Manchoukuo Government. Manchoukuo
- Mercier, J. A. The challenge of humanism
- Masefield, J. Shakespears
- Margoliouth, D. S. Mahommedanism
- Murray, G. Euripides and his age
- Mussolini, B. Schriften und Reden 2 Bde.
- McCulloch, J.R. Old and scarce tracts on money
- Melville, H. The Douglas manual
- Mairet, P. The Douglas manual
- Niederer, W. Der Standestaat des Faschismus
- Orcutt, W. D. The book in Italy
- Ponsondy, G.J. London's passenger transportation problem
- Pound, R. Readings on the history and system of the common law
- Pitigliani, F. Italian corporative state
- Petraschek, K. System der Rechtsphilosophie
- Pound, R. Introduction to American law
- Preisler, E. Grundzuge der Konjunkturtheorie
- Russell, B. The problem of philosophy
- Robertson, J.G. The literature of Germany
- Robertson, D.H. Study of industrial fluctuation
- Sternberger, A. Der Verstandene Tod
- Spencer, H. Elizabethan plays
- Seligman, E. R. A. Encyclopaedia of the Social Sciences V 14 Vols.
- Seltman, C. T. Cambridge ancient history (Volume of plates 4 vols)
- Smith, W. Dictionary of Christian antiquities 2 vols
- Sumner, W. G. Folkways
- Sommerer, F. Das Reale und der Gegenstand der Rechtswissenschaft
- Stock, G. Rechtsphilosophie
- Strachey, J. The nature of capitalist crisis
- Seth, J. English philosophers and schools of philosophy
- Scanlan, F. J. The Pound's progress
- Smith, J. The English language
- Sheridan, R. The plays of Sheridan
- Turner, F. J. The frontier in American history
- Thomas, E. Arithmetic of foreign exchange
- Toyoda, M. Mental development of George Eliot
- Thomson, J.A. Introduction to science
- Weckley, E. The English language
- Ward, A. W. Cambridge modern history 13 vols.
- Wace, H. Dictionary of Christian biography and literature
- Wach, J. Typen Religion Anthropologie
- Wilson, A. Persia
- Warren, G. F. Gold and price
- Weber, N. A general history of the Christian era 2 vols



(1) 千里山圖書館報

(1) 高文參考書の購入

千里山圖書館に於ては毎年學生諸君のために適當と思はれる圖書を選択購入してゐるが、昭和九年度に於ては當時の法科圖書委員木村健助教授により京文參考書を購入したのであつた。本年度は法科圖書委員西村信雄教授により、選擇の上豊富に購入した。高文參考書は館外帶出を禁じてあるから學生諸君は何時でも閲覽する事が出来る。

(2) 大審院判決録の購入

大審院藏版の大審院判決録は刑事、民事兩部に分けて第一輯から第二十七輯まで（明治廿八年から大正十年まで）中央大學から發行されたもの。千金を以てしても直ちに入手し難い貴重圖書となつたこの大審院判決録が熱心なる委員の盡力によつて殆ど完全に本學圖書館に藏せられるに至つた事を喜びたい。全五十四冊。

(3) 大審院判例集の購入

前者の姉妹篇たる大審院判例集は大正十一年に第一巻が刑事民事兩部に分けて法曹會から刊行され、現在に及んでゐる。今回第一巻から第十三巻迄完全に本學圖書館の藏書となつた。兩々相俟つて斯學專攻の士を益すること大であらう全二十六冊。

(4) ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA の購入

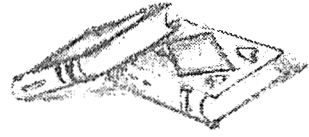
ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA は千里山圖書館だけでも既に二部を藏してゐるが、何れも古い刊行のものであつた。今回英文科、哲學科、豫科の各圖書委員により共同購入の結果この新版を得た。全二十四冊。

(5) ENCYCLOPAEDIA OF THE SOCIAL SCIENCES の購入

Seligman 編輯の ENCYCLOPAEDIA OF THE SOCIAL SCIENCES は從來豫約申込者にのみ配本され既に十四巻刊行されて、後一巻を餘すのみである。今回本學では經濟科、商科、政治科の各委員により之を購入する事が出来た。全十五冊。

新着購入圖書

- Altmann, A. Metaphysik und Religion
Abercrombie etc. Aspects of Shakespeare
Akerman, G. Realkapital und Kapitalzins 2 Hefte
Alnwick, H. Geography of commodities
Bauer-Mengleberg, K. Agrarpolitik in Theorie, Geschichte und aktueller problematik.
Bueckhardt, J. Kultur und Kunst der Renaissance in Italien
Bach, L. Orient Sovietique
Bertha & Phillpotts. Edda and saga
Bowra, C. M. Ancient Greek literature
Baynes, N. H. Byzantine Empire
Bevan, E. Christianity
Barry, W. The papercy and modern times
Buckland, W.W. Roman law of slavery
Cole, G. D. C. Principles of economic planning
Crow, G. H. William Morris designer
Cohler, B. KonJunktur-forschungsmethoden
Carrad, H. L. Industry and commerce
Coupland, R. British anti-slavery movement
Chapman, J.W. Railroad mergers
Conrad, O. Die TodSunde der National Okonomie
Dunn, W. English biography
Dobretsberger, J. Freie oder gelandene
Eichner, H. Versuch einer marktwirtschaftlichen
Edgeworth, K.E. The trade balance
Einzig, P. World finance since 1914
Edwards, F.K. Principles of motor transportation
Eisler, R. Stable money
Fisher, I. Stabilised money : a shistory of the movement
Fenelon, K. G. Railway economics
Günther, G. Grundzüge einer neuen Theorie des Denkens in Hegels Logik
Grierson, H.J.C. Background of English literature classical and romantic
Groom, B. Short history of English words
Garvin, J.L. etc. Encyclopaedia Britannica 14 th edition 24 Vols.
Galan, F. Mayne on damages



【新刊紹介】

岩崎卯一教授著

『日本憲法學論の 現實科學的把握』

新町徳之

する一資料たらしめたく願望を有し(序文)せられるので、以て本書著作の旨趣は明かで、教授が本書を「日本憲法の社會學的理解」と共に法律社會學特殊研究とせられた所以であつて、斷じて社會法學的著作ではないが、併しながら本書全體を讀破した際の讀後感には何處とはなしに社會法學的示唆の尾を曳くのを感じるのである。

本書は全體で十一節から成つてゐる。初めの一・二・

岩崎教授は、多年自己の研究關心及び精力を社會統制形態としての法的諸現象(固より極めて、廣き意味の)社會學的研究と、一個別社會學としての社會學的方法論的基礎確立とに傾盡せられ、嚮に著された「日本憲法の社會學的理解」(昭和十年一月二十日發行)は前者に關する研究で、この「日本憲法學論の現實科學的把握」(昭和十年五月二十日發行)は後者に關する研究である。「序文参照」だから本書「試論の究極目的は斷じて日本憲法學、若くは日本憲法論の再建又は批判の如き自己の能力を超えたる側面に存するにあらず自己の専門とする社會學及び社會學論の體系樹立作業に於て、或程度の自信の下に採擇せる方法論の價値を憲法學なる一資料に試験せんとするに在る。」(本書二十五頁)ので、「萬一にも専門憲法學者側より何等かの指教を與へられる幸福に恵まれることあれば、之を以て自己の專攻する社會學及び社會學論を一層洗練純化

三・四は學問一般のロゴス科學的研究と現實科學的研究とに關する熱意ある方法論的敘述を以て充されるうちに、社會に於ける運命的危機と變革期的事態の意義を説いて美濃部憲法學說を一例とせられ、五・六は以上の研究態度を個別社會諸科學、殊に日本憲法學方法論に對する教授の態度を明かにし、七は日本憲法學の理論・歴史・實踐の區分原理と妥當性を説かれ、八でその區分原理は精神科學の父デイルタイの科學分類論を採擇せることを述べられる。以上は云はゞ本書著作の基礎工事とも見るべきもので、そのあざやかなる論述の展開を隨所に看取し得るのである。

九は日本憲法學及び憲法學論の構成並に現實科學的對象領域、一〇は日本憲法學の構造―三部分領域と其統一聯關、一一は日本憲法學論の構造―三部分領域と其統一聯關である。教授はその憲法學及び憲法論はデイルタイ説の續案ではないとなし、教授の日本憲法學

及び憲法學論に關する所論全部を圖表で示され、(四五頁)、第一層は歴史的社會的體驗の世界、第二層は日本帝國憲法の條章、第三層は日本憲法學―原論・史學・政策學―第四層は日本憲法學論―學本質論・學史論・學批判論―であるとなし、日本憲法なるロゴスの法規の母胎は歴史的情操を内在する臣民のパトスの確信と實踐的道德を具現する臣民のエトスの忠誠で、これが萬國に無比なる日本帝國を鑿造し給ひし皇祖皇宗の神聖なる統治、即ち天皇統治なる現實と相依つて眞に光輝あるものと成つた。これは「パトス及びエトスの世界であり、現實領域である。斯る獨自の性格を具有する日本的なる歴史的社會的實在こそ明治二十二年發布の成文憲法を生むに到らしめし國體の精華である。成文憲法は「法文的ロゴスの世界」で現實的意味領域である。この成文憲法が憲法學者の研究對象となつて一ロゴス科學即ち「日本憲法學」の出現をみる。これは「學理的ロゴスの世界」で純粹意味領域である。

「日本憲法學」が成立するとその次の「自覺反省的ロゴスの世界」で、批判的意味領域たる「日本憲法學論」が構造せられる。その研究資料は諸日本憲法學者の既存憲法學說そのものである。單言せば日本憲法學者の學問的諸著作そのものを資料とし、之を一定の認識態度を以て反省記述又は批判するものである。だから「日本憲法學」が其内分枝たる原論・史學・政策學の

何れたるを問はず、大日本帝國憲法の條章たる法文的
ロケスの世界を概念化抽象化したる學理的ロケスの世
界たるに反し、「日本憲法學論」は斯の如き學理的ロ
ケスの世界を自覺反省の境位にもたらし學問自體の自
己反省、自己批判を試みるもので兩者の本質及び關係
は文藝作品の領域に於ける創作と批評との關係に似た
るものである。で「日本憲法學論」は憲法學本質論・
憲法學史論・憲法學批判論の三部領域に分れる。此等三
領域の意義及び課題を叙述し、最も無視闊却せられた
學領域は憲法批判論で唯大學外の學者及び操觚業者
若下に依り時事問題として、取上げられたるに過ぎな
い。されと昭和十年に到り議會に於て美濃部達吉博士
を中心とする天皇機關説問題が擡頭したるを機縁とし
て、憲法學批判論又は之に類する諸立場より美濃部説
を批判の俎上にのぼせる議論を多く見るに判つた。或
は是より此領域も其開拓を獨り學問外の人々の手に委
ねて止む事なく専門憲法學者に依りても、一學問領域
として開拓せられるであらう。(七〇頁) かゝれば憲
法學批判論は畢竟ロケス科學に傾き易き内なる憲法學
とパトスとネトロとの渦巻く外なる現實とを連結する
關門の如きものである。外に在る社會意識(これこそ
社會學の重要課題である)の眼は此關門を通じて内に
在る憲法學と言ふ一觀念形態を監視せんとする。と教
授は結論して居られる。それは眞個に千鈞の力がある

以上は本書に對する私の「貧困なる理解的把握」で、
之を記述する所以は、教授の近業に對して甚深の敬意
を表し、且つは私の國體明徴に關する有ゆる文獻を涉
獵する宿癖を満足させるためである。(大阪、甲文堂
書店發行、四〇錢)

菅野和太郎博士著

『大阪經濟史研究』

矢口孝次郎

菅野博士著はすところの「大阪經濟史研究」は、社
會經濟史學界に於いて何人かゞ果すべかりしところの
一任務を遂行せられたもので、その點に於いて最近刊
行せられたる經濟史關係の數著の中特に注目すべきも
のゝ一つである。いま博士自らの語るところに従へば
「從來の日本經濟史研究の經過を見るに、農業・土地
制度・財政又は社會問題に關するものが多く、交換部
門に關するものが比較的少ない。」然るに「徳川時代
以後の日本經濟史を考究せんと欲すれば、是非共主役
を演じた交換部門の研究に重點を置かざるを得ない。」
然らばそれは如何にして行はるゝか。曰く「我國の交
換經濟史は全く大阪を通じて把握する事を得る」と。
本書は以上の見地よりその誕生を見た。勿論本書は、
この問題に關する博士今後の業績の一階程をなすに止

まり、それによつて博士の全幅の企圖を示すものでは
ないが、少くとも内容を構成する諸論文は、その大體
の方向を指示して居ると考へられる。

先づその構成を見るに、巻頭には「經濟上より觀た
る大阪」と題する一論文を掲げ、以て豐臣氏による天
下統一運動の完成以降現代に至るまでの大阪の經濟の
發達を、各時代の文化への觀察を伴つて、概観せられ
て居るのであつて、本論文は全般的發展の把握に中心
を置く序論である。これに對し、第一章以下の五章に
は、「大阪の商業と近江商人」「徳川時代の手形」「外
人の觀たる大阪開港」「大阪開港と諸藩」「大阪と天
災」の諸論文を含み、第一章に示された發展中の特
殊問題を、特に實證的に研究せられて居る。その論文
中、徳川時代の手形の研究の如きは、既に發表當時に
於いて、同問題に關し、考證的にも、理論的にも、舊
來の諸研究に比し、新生命を開拓せるものとして定評
ありしところ。その他と雖も今改めて紹介するまでも
ない。

吾々が本書を一讀して、最も興味を惹かるゝものは
全體的發展の理解に重點を置かるゝ冒頭の一論文であ
る事は論を俟たない。それによれば、博士は大阪が日本
經濟史に重要性を有するに至りし時期を、我國の經濟
が國民經濟時代にふみ入りし安土桃山時代、殊に秀吉
が大阪を領せし時代に求め、以降現代に至る發展を、

資本主義發展に於ける類型的の三階段、即ち商業、産業、金融三資本主義時代に區分し、それぞれの特質を概観せられて居る。今こゝに詳細なる紹介は省略するも第一期即ち秀吉の天下統一より明治維新に至る時期は大體に於いて徳川封建制度の支配せる時期に當り、大阪は「天下の臺所」として金融上の中心をなすと共にまた文化の中心として重要性を有した。而して貨幣經濟の普及と共に、農業を主たる産業とする封建社會がその特質を失ひ、武士農民は窮乏に陥り、町人が勢力を占むるに至る過程を描く。而して身分社會たる封建社會が漸次に經濟的勢力の表面に顯はるゝ階級社會に轉化するこの過程は、歐洲の歴史に於いても所謂 landed interest より moneyed interest への勢力の轉化として知らるゝところ、彼我の相似によつて興味深く思へる。更にこの時期の文化の基調は町人文化であつて「光は大阪より」て博士の標語に示さるゝ如く、その發源地は大阪であつた。(二頁、四六頁)第二期は明治維新より大戰前までに至り、この間に於いて大阪は問屋都市より商工都市へ進んだ。然し乍らこの間には更に四期に區分されて、中央政府が東京に樹立されて以來經濟的に一時衰頹に趨ける大阪が、漸次商工都市として甦生し、更に日清日露兩役を経て、工業を中心とする都市に進展した過程を説く。然し乍らこの時期に於いては財政經濟の中心は東京に移り「大阪は萬事

東京に追隨する有様であつたので、その原因としては明治初期に於ける親權主義と舶來主義の外に大阪人固有の性質が擧げられて居る。従つてこの事は文化に於いても見られ、「光は東京より」との標語が掲げられる。(四六頁—八二頁)第三期は大戰以後現代に至る。大戰によつて世界の生産都市として進出した大阪が、大正九年來の世界恐慌により一時整理時代に直面したが、これを切抜け更に最近の爲替安と滿洲國獨立によつて独自の好景氣による産業擴大時代に到達する過程を簡略に描く。これは博士によれば「大阪景氣」である。これに伴つて一旦東京に奪はれたる經濟中心地たる地位も漸次奪回され、のみならず文化の中心も再び大阪の地に移り、「光は再び大阪より」輝き始むるに至つた。(八二頁—一〇一頁)

以上大阪經濟發展の概観は簡略な敘述の中に豊富な内容を盛り、約七世紀に亘る大阪經濟の發展を一目の下に眺望する事を得しめ、更に一般文化の推移との關係を跡づけたる點より、從來この種の概観に不足せる文化史的理解をも可能ならしむる。然し乍ら讀後の二三の批評を許さるゝならば、大阪の經濟或は文化の發展を常に江戸或は東京のそれと對立せしめて居るために對蹠的特色の強調に過ぐる點が見らるゝ事である。また文化の移動を直ちに經濟中心の移動に呼應せしめ「光は大阪」或は「東京より」の標語の下に理解せん

とする事は、文化の特質理解の一手段でありとするもヤムフォォーミュラたるに過ぐる感がある。従つて現代文化の中心が大阪に移行しつゝありと觀、その實證として、假令「卑近なる事例」にせよ、大阪辯カフェ、レヂュー、大阪料理等の東京進出を擧ぐる事は、第一期の文化に關し、徳川期の文學に對する独自の理解を示されたる博士としては、いさゝか受取難い。さり乍ら、これは讀了後氣付きたる瑣末なる感想に過ぎず、博士としてはとるに足らざる事であるかも知れない。また以上は單に第一章の紹介に止まり、本書はその外數章を含むものなる事を忘れてはならない。

博士が目的とせられたる日本經濟史に於ける交換部門の研究としての本書は、かゝる些々たる批評を超えて独自の意義を有し、學界を裨益する事少なからざる事は既に、幾多の批評者の筆の一致する所であつて、敢て蛇足を加ふるの必要を感じない。改めて本學の諸氏に紹介するに際し、評者の妄言に對する博士の御寛恕を得ば幸甚である。(七月一日)

滿洲國就職心得

在新京 遠藤吉次

母校關西大學學徒諸君に對して簡單率直に滿洲國官吏になるには如何に手續をすべきかを告げる機會が來た。餘りにも滿洲國は幸福な就職先と考へて飛んで來て失敗した人は幾人いるか想像も付かぬ程の多數ある。内地の就職とは全々趣きを異にすることを忘れてはならぬ。先づ第一が在學中に支那語の経験は勿論付けて一通り會話の出來る位でなければならぬ。卒業しても直ぐ飛んで來ては失敗である。先づ在學中に一度位は滿洲の土地を見學に來ることであり、休暇中に来てよく事情を研究して先輩並に知人等と充分に連絡を取つておき、卒業したら履歴書と身元證明書、卒業證明書、手札形寫眞戸籍抄本を先きに送つて依頼し、關東軍の佐官級に紹介状を持參して充分に面談して當局に推薦して貰ふことである。務めてこれだけの連絡を付けてお

かねば絶対に就職は困難であり、手續の運がよくつて先づ三ヶ月位は持たねばならぬ有様である。また年度替り早々に來て就職運動することは効果百パーセントであることを忘れてはならぬ手續の上から見れば内地の方が樂である。然し決して滿洲國に就職出來ぬと云ふのではなく以上の手續をして來られんことをお奨めする。吾々としては滿洲國內の日滿合辦會社に就職するものが將來に得策ではないかと思ふ位である。又渡滿して三ヶ月も遊ぶのでは先づ百七十圓から二百圓は必要であり相當に持參金の必要な就職日には驚かさせられる。以上在りのまゝを語つた次第で尙詳細を要する向は學校で私の住所を聞いて手紙で照會あらば出來得る限り詳細に御知らせ致します。學生としても學校内に滿洲國研究機關を作つて其等で資料を集めるのも一つの方法ではあるまいかと思ふ。出來得る限り全學生の渡滿就職に希望する餘り、來りて歡かぬ様に先きに注意して此の稿を纏く。遙に母校學生各位の健康を祈りつゝ。

編輯餘録

▼昨年九月颱風に襲はれ、その記憶の忘れやらぬ折柄、今又近畿並に九州地方は豪雨に見舞はれ河川の氾濫により堤防の決潰、橋梁の流失、家屋の浸水等自然の暴威に委するの外なかつた。
本學教職員中京阪沿線茨木町の玉木専務理事郎は、茨木川堤防決潰のため浸水床上四尺に達したのが最も被害の大であつた方で、その他には床上を浸したものはなかつた状況であります。
▼豪雨を齎した梅雨も漸く霽れて、暑さの本舞臺となり、二ヶ月に亘る暑中休暇に入りました。海に山に將又書齋に、學友會各部にては合宿練習、地方遊説、試合遠征にと青春漲る學徒の濃潤とした活躍を展開して居ります。遠征の途次には各地校友の御援助に預つてゐることを感謝いたします。
▼本號には野村、飯田教授より御寄稿を得、石濱講師よりは浪華儒林傳の續稿を得ました。共に好讀を得るものと信じます。

▼エール大學教授ジェローム・デーウィス博士の講演も岩崎教授の好意で收載しました。嘗ては本學にも碩學、名士を招聘して講演會を開いてゐた、かかる催しは學的雰圍氣の昂揚上望ましいことである。

▼大學院榎本金次郎君の「沙翁の句讀法」掲載の豫定でありましたが頁數の關係で次號に廻しました。

▼此のほど校友會員名簿の編輯に着手いたしました。力めて正確なるものを期してゐますが、勤務先や住所の移動の御通知に接してゐない向もありますので、至急御通知願ひます。

▼九月號原稿締切は八月二十五日でありますから御投稿は期日迄に到着する様御依頼します。

大正十一年六月十五日創刊
昭和十年七月十五日印刷
昭和十年七月十五日發行

不許複製
編輯 神屋敷 民藏
發行所 關西大學學報局
大阪市東區長柄中道二丁目十二番地
電話 四七六〇

天六學舍 關西大學
大阪市東區長柄中道
電話 四七六〇

千里山學舍 關西大學
大阪市外千里山
電話 四七六〇

學報八月休刊

例年の通學報八月は休刊し
第百三十二號は來る九月十日
五日に發行いたします

昭和十年七月

關西大學 研究論集

第一號 (昭和九年十月發行)
第二號 (昭和十年二月發行)

定價各壹圓

發賣所 甲文堂書店
大阪市東淀川區長柄中道
振替六二五二〇番

關西大學學會發行

第三號 (昭和十年六月十五日)

日本憲法特質論	教授 吉田一枝
私法法規の時間的適用範圍に關する一考察	教授 西村信雄
C i F・賣買に關する英法的解釋と其實務的考察	教授 賀屋俊雄
西歐封建社會の構造	教授 矢口孝次郎
企業經營能率の測定	助教授 西村勝太郎
Aldous Huxleyに於ける(不純粹)と眞實	教授 堀正人
楠公精神の展開	教授 新町徳之

第一號

王道の意義を檢討して皇道の法理的考察に及ぶ	仁松
社會學及社會學論の體系形態	保龜
權力の構造	山崎
都市計畫	大下
特別市制論	森谷
貨幣的景氣變動論	武田
連鎖店組織に就て	加藤
ロシア東方政策の地政學的吟味	中村
カントの歴史哲學	片山
ハーデイと婦人問題	内多
ウォルト・ホキットマンの詩	田邊
特ニ Sonnet in Myself に就て	清
倉庫寄託契約論	野村
フランス法に於ける内線	木村
貨幣の主觀的價值並に其の決定に關する考察	正井
我國に於ける陸運事業の統制問題に就て	河村
國民主義の基礎問題	古川
カール・デイルの社會法的經濟學	赤羽
平均値論	河村
佛教に於ける社會的實踐	三枝

(量的生産よりも質的向上を目標とす)

文部省
認定

北陽商業學校

五ヶ年制 (昼) 第一部 (文部省認定尋常小學校卒業入學)

四ヶ年制 (夜) 第二部 (文部省認定特設夜間授業ノ甲種商業高小卒業ノ同等程度ヨリ入學) 第一、二學年補缺若干名 募集ス

◎ 第二部第一、二學年補缺若干名ニ限リ檢定試験ノ上入學ヲ許可ス

學則ハ郵便又ハ直接學校ヘ 電話北七五七五番

所在地 大阪市東淀川區淡路町 (天六ヨリ約五分淡路交叉点下車) (新京阪電車淡路下車東一丁半)

(量的生産よりも質的向上を目標とす)

本校の特色

一、中學校卒業と本校卒業生の特典

本校は文部大臣の認可を得て設立したる第一部五ヶ年制(入學資格 尋小卒) 第二部四ヶ年制(入學資格 高小卒)の甲種商業學校なれば本校卒業生は一般上級學校入學に關し第一部第二部を問はず、中學校卒業者と同等の資格特典を文部省より指定せられ文官任用令により判任官たる資格及在學中徴集猶豫(兵役法改正ニヨリ在學中徴)幹部候補生たる資格及在學年限短縮其他官公立同種學校の有する一切の特典を有す(本校には陸軍省より現役配屬將校が配屬されて居る)

二、人格の感化は本校教育の第一義

人格の感化は吾人の容易に口にし得べからざるところなりと雖も訓育の第一義は畢竟茲にあり、故に先づ教師の人格を厳格にし、成るべく言説の教を少くし學校全生徒中に道徳的空氣を瀰漫せしめあらゆる施設中に徳性錬磨の機會を偶せしめ以て方今漸く華美俗弱に流れんとする都市子弟を指導せん事に努む。

三、本校商業學科と實力養成

甲種商業學校卒業生は一般上級學校入學に關し中學校卒業生と同等以上の資格取扱をうけ上級學校に進み得るも商業學校の使命は實際社會に役立つ實務員の養成にあり、故に本校に於いては廣く實業家の實際上の意見を徴し以て商業學科及び珠算科に力をいたしあらゆる機會をとらへて之が實力養成に資せんとす。

四、人としての教育

學校教育の窮極は人としての教育即ち人間としての教育であるべきなり然るに現時中等教育に於いては餘りに主智的職業的に偏し人から人へ心から心への精神教育について比較的省みられず本校が音楽科を學科中毎週一時間を加へたるも蓋し意こにあり。

五、照明學上より備へたる本校教室

從來高唱されつゝある學校衛生設備は多く晝間通學生のみを考慮し夜間通學生の爲めに省みらるもの殆ど無し本校は特に此點に意を用ひて各教室に冬季はストーブを設置し夜間教室電燈其他の設備の完備に努む。

六、教育的環境と生徒の健康

本校新校舍は東淀川區柴島水源地に隣接し流れつきせぬ淀川を前方に東に生駒山西に六甲摩耶山を一時に望み長閑に霞む春の日は附近一體菜花に埋れ空氣清澄澄教育上學校衛生上最適地なり。

七、委託生制度

本校(第二部即ち夜間部)に銀行會社商店の委託生制度を設け之等入學者は入學に關し特別の取扱をなす(但し委託生ハ第一學年第二學年ニ限ル)委託生特別取扱は諸銀行會社商店勤務のものにして自己の勤務先の直接監督者の推薦あるものは陸衛の上無試験入學を許す。

八、關西大學校友推薦無試験入學

小學校最終成績平均八點以上のものに限り陸衛の上無試験入學を許可す。



家賃位の掛金
で五年で自分
のものとなる!

こんな

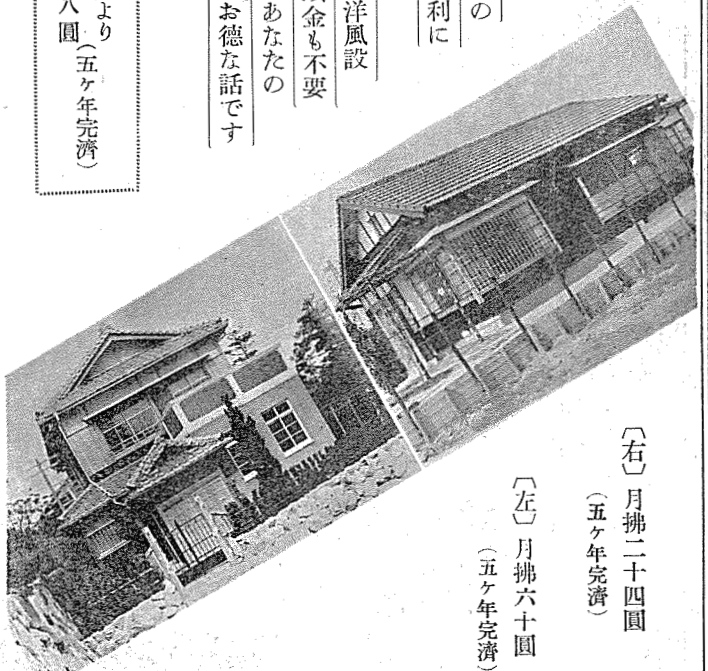
お徳な話

家建てたいといふあなたの御理想がこんなに簡単に御有利に實現出来る時が来ました。即ち當社を御利用になれば和洋風設計、大工の撰擇も御自由、頭金も不要而も家賃位の掛金で短期間にあなたのものとなる——といふ極めてお徳な話です

電話の月拂

郊外六圓より
市内十八圓
(五ヶ年完済)

日本電話建物株式會社



〔右〕月拂二十四圓
(五ヶ年完済)

〔左〕月拂六十圓
(五ヶ年完済)

營業案内
月刊誌『朗』

本誌名記入御申込
次第急呈致します

本神大大大
店店店店店
支支支支支
支支支支支
支支支支支
支支支支支
支支支支支
支支支支支

神戶市灘區阪國上石屋電停前
神戸市多聞通七丁目(福原日電停東)
大阪市南區難波新地五番丁
大阪市西區江橋電停北
大津市西區丸通松原橋下側
京都市中區新町(共同元取所前)
京都市光源寺前町(大坂元取所前)
姫路市大坂町九丁目(出雲橋際前)
小倉市大坂町九丁目(出雲橋際前)
東京市六ヶ所・横濱・浦和・其他全
電電電電電電電電電電電電電電
營銀小本土湊御
業座倉路局下坂戎川
所數十ヶ所二二二二二二二二二二二
一五三三三三三三三三三三三
二二二二二二二二二二二二二二二
三三三三三三三三三三三三三三三
四四四四四四四四四四四四四四四